

労働力の革新及び機会に関する法律 —アメリカにおける就業支援の取組—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主幹 海外立法情報調査室 原田 圭子

【目次】

はじめに

I 労働力投資法（WIA 法）に基づく制度

- 1 制度の概要
- 2 制度の運用実績
- 3 制度の課題及び立法の経過

II 労働力の革新及び機会に関する法律（WIOA 法）の概要

おわりに

翻訳：労働力の革新及び機会法関連規定（抄）

はじめに

アメリカにおける職業紹介及び職業訓練等の就業支援のための制度（以下「制度」という。）を規定する公法第 113-128 号「労働力の革新及び機会に関する法律」⁽¹⁾（以下「WIOA 法」という。）が 2014 年 7 月 22 日に制定された。この法律は、1998 年に制定された公法第 105-220 号「1998 年労働力投資法」⁽²⁾（以下「WIA 法」という。）を 16 年ぶりに全面的に改定するものであり、WIA 法の基本的な枠組みは維持しつつ、制度の合理化、雇用主が求める人材の育成の強化並びに州及び地方の説明責任を果たす仕組みの強化といった点を中心に改正が行われた。WIOA 法は、全 5 編 159 か条から成り、第 I 編で制度の改革について規定している。

本稿では、第 I 章で WIA 法に基づく制度を概観し、制度の運用上顕在化した課題について述べ、第 II 章で WIOA 法の概要について WIA 法からの変更点を中心に概説する。併せて合衆国法典（United States Code）から WIOA 法の関連規定の一部を抽出して訳出する。

I 労働力投資法（WIA 法）に基づく制度

1 制度の概要

WIA 法には 2 つの流れがある⁽³⁾。1 つは、1933 年制定の「ワグナー・ペイザー法」⁽⁴⁾で、

* 本稿におけるインターネット情報は、いずれも 2017 年 1 月 23 日現在である。また肩書は当時のものである。

(1) Workforce Innovation and Opportunity Act, P.L.113-128, July 22, 2014, 128 STAT. 1425-1722. なお、施行は 2015 年 7 月 1 日である。

(2) Workforce Investment Act of 1998, P.L.105-110, Aug. 7, 1998, 112 STAT. 936-1247.

(3) この章で WIA 法に基づく制度に関する記述は、主に次の文献によった。原ひろみ「アメリカの職業訓練政策の現状と政策評価の取組み—労働力投資法を取り上げて—」『日本労働研究雑誌』No.579, 2008.10, pp.42-52. 労働政策研究・研修機構ウェブサイト <<http://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2008/10/pdf/042-052.pdf>>; 久本貴志『アメリカの就労支援と貧困』（アメリカの財政と分権 第 4 巻）日本経済評論社, 2014; 山崎憲「第 4 章 アメリカ」『諸外国の公共職業安定機関—イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ』労働政策研究・研修機構, 2015, pp.63-77. <http://www.jil.go.jp/institute/siryo/2015/documents/0150_04.pdf>; 「海外情勢報告」[各年版] 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/>

同法は、ニューディール政策下で職業紹介を行う雇用サービス事務所（employment service office）を各州に配置することを定めている。WIA 法及び WIOA 法の制定により、それぞれの法に基づく制度の下でサービスを提供するように改正され、現在も有効な法律である。もう 1 つは、未熟練の成人及び若年者等の不利な立場にある者に対して職業訓練を提供することを規定する 1982 年制定の「職業訓練パートナーシップ法」⁽⁵⁾であり、同法は、数度の改正を経て、WIA 法の制定に伴い廃止された。WIA 法は、この 2 つの法律を母体として、各地域に設置されたワンストップセンター⁽⁶⁾を通して、職業紹介及び職業訓練を組み合わせた包括的な就業支援サービスを提供することを規定するものである。なお、連邦労働省は、WIA 法に基づき制度運営に対する指示・監督、連邦補助金の配分及び技術的援助等を行い、実施は州及び地域が担当している。WIA 法第 I 編に規定された制度の概要は次のとおりである。

(1) 法律の目的（第 106 条⁽⁷⁾）

法律の目的は、第 106 条において次のように定義されている。

この法律の目的は、雇用の増大、雇用の維持及び賃金の増加、並びに職業技能の獲得の増加に資する州及び地域の労働力投資制度を通して、結果として、労働力の質を高め、福祉への依存を減らし、国家の生産性及び競争力を高める労働力投資活動⁽⁸⁾（Workforce investment activities）を提供することである。

(2) 州に関する規定（第 111 条及び第 112 条）

各州には、知事の任命により州労働力投資委員会（State workforce investment board. 以下「SWIB」という。）を組織する。SWIB は、知事、州の議員のほか、その州の企業の代表者（以下「雇用主」という。）、コミュニティ組織、教育訓練機関、労働組合等の代表者により構成され、過半数は雇用主でなければならず、また議長は雇用主から選出する。SWIB は、5 年間を対象期間とした州計画を策定し、州全体に関わる制度の管理監督を行う。州計画には、州における地域（local area）の指定⁽⁹⁾及び地域に置く地域労働力投資委員会（Local workforce investment board. 以下「LWIB」という。）の選定基準、州及び地域における活動の評価基準並びに連邦からの補助金の州における配分方法等を記載する。州計画は、連邦の労働長官（以下「労働長官」という。）に提出し、承認を受けなければならない。

(4) Wagner-Peyser Act, P.L.73-30, June 6, 1933, 49 STAT. 113-118.

(5) Job Training Partnership Act, P.L.97-300, Oct. 13, 1982, 96 STAT. 1322-1399.

(6) ワンストップセンターの呼称は州によって異なり、Employment Office、Job Center などがある。労働省は、2012 年以降、American Job Center の呼称を推奨している。厚生労働省編『海外情勢報告 2015 年版』2016, p.81. <<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/16/dl/t2-03.pdf>>

(7) 第 I 章に記載する条文の番号は、全て WIA 法のものである。

(8) 「労働力投資活動」とは、WIA 法第 101 条において、成人及び若年者に対する雇用及び訓練活動と定義されている。

(9) WIA 法第 116 条において、知事が SWIB 及び各自治体の首長との協力の下で、州の中に適切な規模で地域を指定することを規定している。地域は、中等教育、高等教育及び職業教育の施設があることや、利用者がサービスや仕事に通える距離等を考慮して決定される。人口 50 万人以上の自治体は自動的に地域となるほか、職業訓練パートナーシップ法で補助金の支給を受けていた地域の単位も考慮される。

(3) 地域に関する規定（第 117 条及び第 118 条）

地域には、州が定める基準により選定された LWIB を組織し、知事の承認を得る。LWIB には少なくとも雇用主、教育訓練機関、労働組合等の代表者を含めなければならない。雇用主が過半数を占め、議長となることは、SWIB と同様である。LWIB の役割は、5 年間を対象期間とした地域計画の策定、ワンストップセンターの運営者及び各サービスの提供者の選定、地域に割り当てられた補助金の管理等である。地域計画には、雇用主、求職者、労働者が必要とする労働力投資活動の内容、ワンストップセンターの運営に関する事、地域計画の評価に関する事、補助金の使用に関する事などを含める。地域計画は知事に提出し承認を受けなければならない。

(4) ワンストップセンターの設置（第 121 条）

各地域には、州計画に基づき、少なくとも 1 つのワンストップセンターを設置する。ワンストップセンターの運営者は、コミュニティカレッジ、地域の NPO、地域の政府機関等であり、LWIB 及び地域の首長による指定又は承認により決定する。ワンストップセンターでは、就業支援に関する包括的なサービスを提供し、WIA 法第 I 編に定めるサービスのほか、表 1 に示す他の連邦法等で定める就業に関する支援サービスも合わせて提供しなければならない。

表 1 ワンストップセンターで提供する支援プログラム

連邦の省	支援プログラム	根拠法
労働省	職業紹介サービス	ワグナー・ペイザー法
	福祉から就労（Welfare-to-Work）補助金	社会保障法（注 1）
	高齢者の雇用のための訓練プログラム	1965 年高齢アメリカ人法（注 2）
	貿易調整支援（輸入増加又は製造現場の海外への移転等の影響で失業した労働者への支援）	1974 年貿易法（注 3）
	退役軍人に対する就職支援プログラム	合衆国法典第 38 編第 41 章
	失業保険プログラム	州法
教育省	成人教育及びリテラシー活動	WIA 法第 II 編
	職業リハビリテーションサービス（障害者に対する職業教育）	1973 年リハビリテーション法（注 4）
	職業・技術訓練への補助金プログラム	2006 年カール・D. パーキンス職業・技術教育法（注 5）
保健福祉省	コミュニティサービスに対する包括的補助金	コミュニティサービスに対する包括的補助金法（注 6）
住宅都市開発省	雇用訓練活動	－（注 7）

（注 1） Social Security Act（合衆国法典第 42 編第 603 条第 (a) 項第 (5) 号）、なお、福祉から就労補助金は、2000 年以降予算措置がなくなり廃止された。出典資料を参照。

（注 2） Older Americans Act of 1965（合衆国法典第 42 編第 3056 条以下）

（注 3） Trade Act of 1974（合衆国法典第 19 編第 2271 条以下）

（注 4） Rehabilitation Act of 1973（合衆国法典第 29 編第 720 条以下）

（注 5） Carl D. Perkins Vocational and Applied Technology Education Act（合衆国法典第 20 編第 2301 条以下）

（注 6） Community Services Block Grant Act（合衆国法典第 42 編第 9901 条以下）

（注 7） 住宅都市開発省は、コミュニティ開発包括補助金（Community Development Block Grant）制度により、低・中所得者への便益のために資金を提供している。岡田徹太郎「第 6 章 アメリカ住宅政策と低所得層への住宅保障」渋谷博史、チャールズ・ウェザーズ編『アメリカの貧困と福祉』（アメリカの財政と福祉国家 4）日本経済評論社、2006、pp.206-209。

（出典） WIA 法の規定及び久本貴志『アメリカの就労支援と貧困』（アメリカの財政と分権 第 4 巻）日本経済評論社、2014、p.38 を基に筆者作成。

(5) WIA 法第 1 編に基づくサービス（第 129 条、第 134 条）

ワンストップセンターでは、第 101 条に定義する適格な若年者⁽¹⁰⁾（以下「若年者」という。）、成人⁽¹¹⁾及び非自発的離職者⁽¹²⁾（dislocated worker）に対する就業支援サービスを提供する。WIA 法の前身である職業訓練パートナーシップ法では、職業訓練の対象者を若年者及び未熟練の成人として、経済的に不利な立場にある社会的弱者を対象としていたが⁽¹³⁾、WIA 法ではその制限はなくなりサービス対象が拡大された。就業支援サービスには、コアサービス、集中サービス、訓練サービスの 3 段階がある。対象者は、まずコアサービスから始め、成果が出なかった場合に次の段階のサービスを受けるという仕組みとなっている。

① コアサービス

コアサービスは、対象者であれば誰でも受けられる基本的なサービスで、求職活動支援、職業紹介、労働市場の情報（求人情報、就職に有利な技能、地域・国の雇用動向）の提供、利用者の技能・能力及び必要な支援的サービス⁽¹⁴⁾に関する簡易な査定及び評価、利用可能なサービスに関する情報の提供等があり、利用者がワンストップセンターにおいてセルフサービスで既に用意してある情報を閲覧するものと、職員との対面でサービス提供を受けるものとがある。

② 集中サービス

集中サービスは、総合的かつ専門的な利用者の技能・能力及び必要とする支援的サービスに関する査定及び評価、利用者個人に即した就職活動計画の作成、グループ又は個人カウンセリング、短期間の職業準備サービス⁽¹⁵⁾の提供等がある。

③ 訓練サービス

対象者がコアサービス及び集中サービスを経ても成果を出せず、表 1 に示した他の補助金又は奨学金等からの援助が受けられない又は不足する場合に、訓練サービスが紹介される。訓練サービスにはコミュニティカレッジ又は民間のサービス提供者による職業技能訓練、企業での職場内訓練（on-the-job training）、徒弟プログラム⁽¹⁶⁾（apprenticeship program）、起業訓練等がある。利用者には訓練サービスへの支払のために個人訓練勘定⁽¹⁷⁾（individual training account）が与えられる。

若年者には、成人・非自発的離職者に対するサービスに加えて、学習技能の訓練、中等教育卒業資格を得るための指導、無給又は有給の職業体験の提供のほか、ジョブ・コア⁽¹⁸⁾（Job Corps）と呼ばれる 16～24 歳の低所得者向けの寄宿制の教育・職業訓練プログラムがある。

(10) 適格な若年者とは、14 歳以上 21 歳未満の低収入の者、かつ基本的な〔職業上の〕技能がない者、学校中退者、ホームレス、家出人又は妊婦等と定義される。

(11) 成人とは、18 歳以上の者と定義される。

(12) 非自発的離職者とは、解雇若しくは一時解雇を受けた者、その予告を受けた者で元の職種で就職できる見込みがない者又は自営業者で地域の経済状況若しくは自然災害等で失業状態にある者と定義される。

(13) P.L.97-300, *op.cit*(5), Sec 2.

(14) 支援的サービスとは、WIA 法第 101 条で、交通、保育、扶養家族の世話、住宅供給、生活必需品関連の支払など、WIA 法に規定された活動に参加するために必要な支援と定義される。

(15) 職業準備サービスとは、就職又は職業訓練への参加に必要な学習技能、コミュニケーション技能、面談技能などの訓練である。久本 前掲注 (3), p.40.

(16) 徒弟プログラムは、「1937 年全国徒弟法」（National Apprenticeship Act, P.L.75-307, August 16, 1937, 50 STAT. 664）に規定されているプログラムで、職場の訓練とそれに関連した職場外での教育を組み合わせた教育訓練である。プログラムの提供者は企業・団体であり、労使合同で実施する場合もある。厚生労働省編 前掲注 (6), p.89.

(17) 個人訓練勘定とは訓練サービスの支払のために、必要な個人に与えられる一種の金券（バウチャー）である。同上, p.88.

(6) 訓練サービスの提供者（第 122 条）

訓練サービスの提供者は、コミュニティカレッジ等の公的な高等教育機関、徒弟プログラムに参加する機関その他の公共・民間の訓練プログラムの提供者等である。その地域において提供者となるためには、知事が定める手続に従って LWIB に申請し承認を得なければならない。また、訓練サービスの提供者は毎年、適格性を担保するために LWIB に業績を報告しなければならない。

(7) 業績評価（第 136 条）

州及び地域の労働力投資活動の評価のために、各州は毎年、表 2 に示す基本的な業績評価指標の結果に加え、各州で決定した指標の結果及び利用者の満足度調査の結果を労働長官に提出する。業績評価のために、労働長官は各州の知事と協議して、州ごとの目標値を定める。州の業績が目標に到達しなかった場合には、労働省は州の求めに応じて技術的援助を行い、連続した 2 年間目標に到達しなかった場合には、連邦からの補助金を最大 5% 削減する。また、地域において目標に到達しなかった場合には、州及び労働省は地域に対して技術的援助を行い、連続した 2 年間目標に到達しなかった場合には、LWIB の改組の措置又は成果を出さなかった訓練サービスの提供者に対する承認取消しの措置をとる。

表 2 WIA 法で定められた業績評価指標

対 象	指 標
成人 非自発的離職者 19 歳～21 歳の若年者	・就職率 ・就職 6 か月後の仕事の定着率 ・就職 6 か月後の賃金の平均・資格取得率
14 歳～18 歳の若年者	・技能取得率 ・中等教育卒業資格（又は同等の資格）の取得率 ・中等教育後の資格のための教育又は訓練への定着率

（出典）WIA 法の規定を基に筆者作成。

2 制度の運用実績

2015 年 12 月時点で、全国で 2,479 か所のワンストップセンターがあり、プログラムの参加者数、成果は表 3 及び表 4 のとおりである⁽¹⁹⁾。失業率が上昇した 2009 年以降、利用者の増加が見られる。なお、2013 年、2014 年の統計⁽²⁰⁾では、コアサービスのうち自分で情報を得るセルフサービスのみの利用数も新たに公表されたが、それによれば、成人・非自発的離職者の約 40% は、セルフサービスの利用にとどまる。また、別の統計によれば、2010 年度からの 5 年間の平均で、ワンストップセンターのサービスを終了した成人利用者のうち訓練サービスまで利用したのは 10.9% に過ぎなかった⁽²¹⁾。いずれの統計の結果か

(18) ジョブ・コアは、WIA 法第 141 条～第 161 条で規定されており、参加者は最大 2 年間、寮に寄宿して基礎的な教育及び職業訓練を受けられる。

(19) 業績評価のための統計については、当初、州外に就職した者の数を補足できない、セルフサービスの利用者がデータの取得対象となっていないなど、利用者の母集団の補足ができないほか、調査項目の定義（プログラム受講の登録と終了の時点の定義など）に柔軟性を持たせたため、州により基準が異なり、州同士の比較には適さない指標となるなどの問題があった。これらの問題は、順次新しいデータ収集システムの導入により改善が図られてきた。原 前掲注 (3), pp.47-48.

(20) セルフサービスの利用者は、2013 年は 5,820,195 人、2014 年は 5,362,507 人であった。“WIA Performance Results,” U.S. Department of Labor Employment and Training Administration website <<https://www.doleta.gov/performance/results/>>

らも、WIA 法の制度下では、実際に訓練サービスを受けた人数は限られることが明らかとなっている。

表 3 失業率及び WIA 法の下でのプログラムの利用者総数

年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
失業率	4.6%	5.8%	9.3%	9.6%	8.9%	8.1%	7.4%	6.2%
利用者総数	3,448,918	6,125,370	8,388,112	8,680,562	8,387,063	8,033,957	8,196,599	7,361,801
成人	2,803,700	5,171,158	6,950,148	7,125,900	7,012,100	6,795,177	7,184,946	6,542,806
非自発的離職者	396,158	671,786	1,158,537	1,287,208	1,133,739	1,020,730	802,386	624,442
若年者	249,060	282,426	279,427	267,454	241,224	218,050	209,267	194,553

(注) 利用者数には、セルフサービスのみで終了した人数は含まれない。2013 年、2014 年は出典元での総数の算出方法が 2012 年以前とは異なったため、2012 年以前の方法に合わせて再計算した（失業率以外の単位は人）。

(出典) 失業率は “Labor Force Statistics from the Current Population Survey.” U.S. Department of Labor Bureau of Labor Statistics website <<http://www.bls.gov/cps/tables.htm#annual>>、WIA 利用者数は “WIA Performance Results.” U.S. Department of Labor Employment and Training Administration website <<https://www.doleta.gov/performance/results/>> の各年の集計を基に筆者作成。

表 4 WIA 法の下でのプログラムの成果

年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
成人								
就職率	79.9%	75.8%	75.7%	72.4%	71.2%	68.7%	71.7%	63.69%
6 か月後定着率	83.9%	79.9%	83.0%	82.7%	82.6%	81.3%	84.8%	84.29%
6 か月後賃金	\$11,011	\$10,896	\$11,177	\$11,198	\$11,233	\$12,570	\$13,669	\$13,525
非自発的離職者								
就職率	85.3%	82.5%	80.9%	72.4%	76.6%	74.8%	77.9%	62.96%
6 か月後定着率	89.6%	86.9%	88.7%	82.7%	87.5%	85.4%	89.6%	86.08%
6 か月後賃金	\$14,149	\$14,160	\$13,960	\$11,198	\$14,065	\$15,863	\$16,870	\$16,757
19 歳から 21 歳の若年者								
就職率	75.9%	67.9%	65.6%	70.5%	64.6%	68.5%	64.0%	N/A
6 か月後定着率	83.7%	73.6%	73.4%	79.9%	49.5%	82.6%	70.0%	N/A
14 歳から 18 歳の若年者								
技能取得率	84.7%	72.8%	77.6%	86.3%	64.6%	89.5%	90.2%	N/A
資格取得率	66.5%	57.3%	60.7%	66.9%	49.5%	69.1%	71.0%	N/A
定着率	68.8%	59.9%	62.9%	66.9%	49.4%	66.7%	72.1%	N/A

(注) 成人及び非自発的離職者の資格取得率については、データの母数が小さいため、表に含めなかった。

(出典) “WIA Performance Results.” U.S. Department of Labor Employment and Training Administration website <<https://www.doleta.gov/performance/results/>> の各年の集計を基に筆者作成。

3 制度の課題及び立法の経過

2011 年 1 月に会計検査院（GAO）から、『多様な雇用・訓練プログラム：共同利用サービスに関する情報提供及び行政構造の統合化は「プログラムの」有効性を向上させる』⁽²²⁾

(21) Social Policy Research Associates, “PY 2014 WIA Trends Over Time,” Dec. 7, 2015. U.S. Department of Labor Employment and Training Administration website <<https://www.doleta.gov/performance/results/pdf/PY2014Trends.pdf>>

(22) U.S. Government Accountability Office, *Multiple Employment and Training Programs: Providing Information on Co-locating Services and Consolidating Administrative Structures Could Promote Efficiencies. Report to Congressional Requesters*, GAO-11-92, 2011. <<http://www.gao.gov/assets/320/314551.pdf>>

と題する職業訓練プログラムの重複に関して実施された調査の報告書が提出された。同報告は、2009年時点で、全国で9機関（労働省、教育省、保険福祉省、内務省等）から47の職業訓練プログラムが提供され、多くはその目的及び対象者が重複し、利用資格が少しずつ異なるなど、利用者にとって分かりにくい状況となっていることを明らかにした。また、47あるプログラムのうち低所得者層に対する支援は、主に①WIA法による総合的なサービス、②ワグナー・ペイザー法による職業紹介及び③「1996年個人責任及び就労機会調整法」の規定による貧困家庭一時扶養⁽²³⁾(Temporary Assistance for Needy Families. 以下「TANF」という。)の3種類があるとし、前2者のサービスはWIA法の規定により既にワンストップセンターから提供されているが、TANFについては、ワンストップセンターで提供すべきであるという法の規定はないものの、30の州ではTANFをワンストップセンターで提供し、効果が見られることが報告された。⁽²⁴⁾

2009年来、失業率が高水準であることや、この報告書の調査結果によりWIA法に基づく制度には課題があることが明らかになり、連邦議会下院教育労働委員会はWIA法の課題に関して公聴会を開催し法改正に向けた取組を始めた⁽²⁵⁾。バラク・オバマ(Barack Obama)大統領も2012年の一般教書において、現在の就業支援プログラムは迷路のような状態であり、技能を持った労働者を育てるための教育の強化に取り組むべきであるとの姿勢を示した⁽²⁶⁾。

このような流れを受けて、2013年3月12日にWIA法の改正法案H.R.803「生涯職業能力における知識及び投資を支援する法律」(Supporting Knowledge and Investing in Lifelong Skills Act: SKILLS Act)が同委員会に提出された。この法案に伴い提出された委員会報告書では、WIA法の下での制度は崩壊し時代遅れであり、変化する労働者及び雇用主のニーズに応えられていないとしている。例えば、現行制度の下で就業支援サービスを受けた者のうち半分以下の者しか就職ができず、さらに悪いことには、職場において成功し得る技能を獲得するための訓練サービスを受けられたのは20%に満たなかった。そのため、雇用主が必要とする技能を持った求職者の不足という技能ギャップが生じ、2012年時点で、1200万人の失業者がいる一方で、360万の求人が埋まらないという事態が発生していると述べている。⁽²⁷⁾

一方、公聴会においては、各州における先進的な取組が取り上げられ、雇用主とのパートナーシップの下での訓練活動の重要性及び労働者が継続して教育訓練にアクセスできるキャリア・パスウェイ⁽²⁸⁾(career pathway)のような仕組みが必要であるなどの意見が述べ

(23) Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act, P.L.104-193, 1996, 110 STAT. 2015-2355. TANFは、保健福祉省により、主に児童や妊婦がいる貧困家庭に対して、就業又は就職活動をすることを条件に支給されるものである。

(24) U.S. Government Accountability Office, *op.cit.*(22), pp.13, 23-25.

(25) 2011年には同委員会において、4月から10月にかけて4回にわたり公聴会が開催された。また、第112会期(2011~2012年)には下院から4本の法案が提出されたがいずれも成立には至らなかった。Committee on Education and the Workforce, *Supporting Knowledge and Investing in Lifelong Skills Act, Report of the Committee on Education and the Workforce To Accompany H.R. 803 together with Minority Views*, H. Rep. No.113-14, Part 1, GPO, 2014, pp.82-83. <<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CRPT-113hrpt14/pdf/CRPT-113hrpt14-pt1.pdf>>

(26) White House, Office of the Press Secretary, “Remarks by the President in State of the Union Address,” January 24, 2012. The White House President Barack Obama website <<https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2012/01/24/remarks-president-state-union-address>>

(27) Committee on Education and the Workforce, *op.cit.*(25), p.97. 就職者が半数以下という記述について、委員会が依拠した統計は不明である。

(28) キャリア・パスウェイとは、働きつつ継続的に教育訓練を受けて技能を身に付けさせる取組である。その中には参加者の教育又は技能の目標を定め、それに至るまでのカウンセリングなどのサービスも含まれる。久本前掲注(3), p.62.

られ、WIA 法の改正の方向づけがなされた⁽²⁹⁾。

II 労働力の革新及び機会に関する法律（WIOA 法）の概要

改正法案は、上下両院による修正を経て、「労働力の革新及び機会に関する法律」として、2014 年 7 月 22 日に成立した。法律の構成は表 5 のとおりである。第 I、II 編は WIA 法を廃止し、新たに労働力投資制度の規定を設ける。第 III 編は、ワグナー・ペイザー法に対する改正を、第 IV 編では、1973 年リハビリテーション法に対する改正を規定する。本章では、この中から制度について規定する第 I 編第 A 款及び第 B 款を取り上げ、WIA 法からの改正点を中心に WIOA 法の概要を述べる。

表 5 労働力の革新及び機会に関する法律（P.L.113-128）の構成（編単位）

編	上段：編のタイトル	合衆国法典の 対応箇所
	下段：編の概要	
I	労働力開発活動	合衆国法典第 29 編 第 3101 条～第 3255 条
	(第 A 款 制度の調整) ・州及び地域の労働力開発委員会及び計画の策定 ・業績責任評価 (第 B 款 労働力投資活動及び提供者) ・ワンストップセンターにおける若年者、成年及び非自発的離職者 に対する就業支援サービスの提供 (第 C 款 ジョブ・コア) ・ジョブ・コアに関する規定 (第 D 款 国家的プログラム) ・国家的プログラム（アメリカ先住民、移民、農場の季節労働者へ の支援、調査研究、実証的プロジェクト）の実施 (第 E 款 行政管理) ・行政管理	
II	成人教育及びリテラシー	合衆国法典第 29 編 第 3271 条～第 3333 条
	・成人教育及びリテラシー教育に関する規定	
III	ワグナー・ペイザー法に対する改正	合衆国法典第 29 編 第 49 条～第 49I-2 条
	・WIOA 法の制定に伴う、ワグナー・ペイザー法の関連規定の改正	
IV	1973 年リハビリテーション法に対する改正	合衆国法典第 29 編 第 701 条～第 796I 条
	・WIOA 法の制定に伴う、1973 年リハビリテーション法の関連規定の改正	
V	一般的規定	合衆国法典第 29 編 第 3341 条～第 3344 条、第 3101note その他
	・経過規定、発効日 ・1998 年労働力投資法（合衆国法典第 29 編第 2801 条～第 2945 条） の廃止 ・他の関連法に対する改正	

（出典）WIOA 法を基に筆者作成。

(1) 目的（第 2 条：合衆国合衆国法典第 29 編第 3101 条）⁽³⁰⁾

第 2 条において、目的として強調されているのは、雇用に対して障壁を抱えた者⁽³¹⁾への支援の強化、労働力投資と教育及び経済開発の連携の強化、労働者への教育・訓練の提

(29) 同上, pp.42-45.

(30) この章において、条文の番号は WIOA 法の条文である。

供の強化であり、それにより雇用主が必要とする技能を持った労働者の育成を図り労働者の経済的自立を促し、経済発展に寄与するということである。

WIA 法で対象者が社会的弱者から一般の成人へと拡大された方針は、WIOA 法においても変わらないが、一方で、雇用に対して障壁を抱える者を優先する規定も盛り込まれている。また、教育・訓練の強化による技能ギャップへの対応にも重点が置かれている。

(2) 州に関する規定（第 101 条：第 3111 条及び第 102 条：第 3112 条）⁽³²⁾

州に置く委員会の名称が、州労働力投資委員会から、州労働力開発委員会（State workforce development board）へと改称された。委員会の構成として、過半数は雇用主であることは変わらないが、20% は労働者から選出されることが加えられた。また、委員会の機能として、州全域において、この法律に基づくプログラムと他の制度に基づくプログラムとを調整し、方針を策定し、それを評価することが加えられた。WIA 法と同様に州計画の策定についても規定されているが、計画期間は 4 年間となった。

(3) 地域に関する規定（第 107 条：第 3122 条及び第 108 条：第 3123 条）

地域委員会の名称が、地域労働力投資委員会から、地域労働力開発委員会（Local workforce development board）へと改称され、委員の構成でも州と同様に 20% が労働者から選出されることが定められた。委員会の機能として、地域の雇用主の関与を強化すること、キャリア・パスウェイ等の先進事例を率先して計画すること等が加えられた。計画期間は州計画同様に 4 年間となった。

(4) ワンストップセンターの設置（第 121 条：第 3151 条）

WIA 法に引き続き、各地域にワンストップセンターを置き、包括的な就業支援サービス及び他の連邦法で定める支援サービスを提供する。提供するサービスに、前科のある者に対する支援プログラム⁽³³⁾及び TANF が追加された。特に TANF については、GAO の報告書により、ワンストップセンターでの提供の有効性が示されたため、提供を免除するという知事による通知がない限りはサービスを提供しなければならないという強い規定が盛り込まれた。

また、近年の情報技術の進展に鑑み、ワンストップセンターで提供する情報は、物理的なセンター内での提供に限定せず、ネットワークを通じてセンター外からもアクセス可能となるように努めることを規定している。

(5) WIOA 法第 1 編に基づくサービス（第 129 条：第 3164 条、第 134 条：第 3174 条）

WIOA 法の下でも、引き続きワンストップセンターを通じて就業支援サービスを提供する。対象者が若年者、成人及び非自発的離職者であることは変わらないが、次の点が改正された（若年者に対しては第 129 条、成人及び非自発的離職者に対しては第 134 条で規定

(31) 雇用に対して障壁を抱えた者とは、WIOA 法第 3 条では、「低収入の者、インディアン部族、アラスカ先住民、ハワイ先住民、障害がある個人、老人、前科がある者、ホームレス、児童養護制度の下にいる者、英語学習中である者、長期失業者等。」と定義されている。

(32) 以下、WIOA 法の条文番号の後に、: (コロン) に続けて、合衆国法典第 29 編で対応する規定の条文番号を記載する。

(33) 合衆国法典第 42 編第 17532 条に規定される、前科のある者に対してカウンセリング、職業訓練等を提供するプログラムである。

される。))。

- ・WIA法では、コアサービス、集中サービス、訓練サービスの3段階であったものが、コアサービスと集中サービスを統合したキャリアサービス及び訓練サービスの2種類に再編された。また、従来、前の段階のサービスを受けないと次の段階のサービスを受けられなかったが、WIOA法ではその順序が撤廃され、キャリアサービスを受けることは訓練サービスを受けるための条件ではなくなった。
- ・州及び地域が選択して提供することができるサービスの規定を追加し、活動に柔軟性を持たせることができるようになった。特に、一部の先進的な州で進められてきたキャリア・パスウェイの策定など実績のあるプログラムの実施、中等教育卒業程度又は職業上の資格の取得の推進など、労働者の質の向上を目指し経済的自立を促す取組を推奨している。
- ・失業者だけではなく、低賃金で働いている者により高い技能を身に付けさせ、高い収入を得ることができるように、職場内訓練及び徒弟プログラムのような既に就業している者に対するサービスに対しても、成人・非自発的離職者向けの予算のうち20%までを使用することができるようになった。

(6) 訓練サービスの提供者（第122条：第3152条）

訓練サービスの提供者についてはWIA法から大きな変更はないが、州・地域において雇用者が求める知識・技能訓練を提供できることが要件に加えられた。

(7) 業績評価（第116条：第3141条）

州が提出する基本的な業績評価指標が表6のとおり変更・追加された。なお、若年者については、14～18歳と19～21歳に分かれていた指標が若年者に統合された。さらに、資格取得率の指標において、1年以内にその資格に関連した仕事に就職した、又はその資格に関連した教育又は訓練を受けている場合に限り該当するとされた。これは、GAOによる調査で、資格と雇用の関連性が必ずしも明確ではなかったこと、及び資格に関連した雇用の実態調査が非常に困難であったと指摘されたことに由来し⁽³⁴⁾、労働力投資活動の有効性の判断のために加えられたものである。

業績はWIAと同様に労働長官に提出され、評価を受ける。目標に達しなかった場合の措置も同様であるが、地域は州が下した評価に対して申立てをすることができる規定が追加された。さらに、訓練の提供者に対して成果に基づき支払をする契約を結ぶことも可能となった。

おわりに

1998年のWIA法制定から16年を経て改正されたWIOA法は、基本的な枠組みは維持しつつ、特に雇用に対して障壁を抱えた個人に対する教育及び技能取得の機会を拡大し、雇用主が必要とする技能を持った労働者を育成する施策へと方向を転換した。

2014年7月、WIOA法の成立とほぼ時を同じくして、ジョー・バイデン（Joe Biden）副

(34) U.S. Government Accountability Office, *Workforce Investment Act: Strategies Needed to Improve Certain Training Outcome Data. Report to Congressional Requesters*, GAO-14-137, 2014. <<http://www.gao.gov/assets/670/660597.pdf>>

表6 WIA 法及び WIOA 法で定められた業績評価指標の比較

対 象	WIA法の指標	WIOA法の指標
成人 非自発的離職者 <u>19 歳～21 歳の若年者（若年者については、年齢の区別がなくなり新たな指標が設けられた）</u>	・就職率 ・就職 6 か月後の仕事の定着率 ・就職 6 か月後の平均賃金 ・資格取得率	・プログラム終了後 6 か月以内の就職率 ・就職 1 年後の仕事の定着率 ・就職 6 か月後の賃金の中間値 ・プログラム利用中又は終了後 1 年以内の資格取得率 ・<u>プログラム参加者中、資格取得又は雇用につながる訓練を受けている者の割合</u>
<u>14 歳～18 歳の若年者</u>	・技能取得率 ・中等教育卒業資格（又は同等） ・中等教育後の資格のための教育又は訓練への定着率	—
<u>若年者（14 歳～18 歳、19 歳～21 歳に分かれていた指標が統一された）</u>	—	・プログラム終了後 6 か月以内に教育を受けている、又は就職をした割合 ・プログラム終了後 1 年以内に教育を受けている、又は就職をした割合 ・就職後 6 か月後の賃金の中間値 ・プログラム中又は終了後 1 年以内の資格取得率
雇用主	—	・労働長官及び教育長官により、今後設定される

（注）下線部は WIOA 法において追加又は修正された部分である。

（出典）WIOA 法の規定を基に筆者作成。

大統領が「仕事への準備—仕事に基づく訓練及びアメリカの機会」と題した報告書をオバマ大統領に提出した⁽³⁵⁾。この報告書は、同年 1 月、オバマ大統領が一般教書演説で同副大統領に対して、訓練プログラムの改革についての報告をするように求めたものへの回答である。報告書は、アメリカの状況について、①雇用主は十分な技能を持った労働者を見つけれない、②教育訓練プログラムはどのような技能が必要かという情報を必要としている、③労働者はどのような訓練が必要で、その訓練の終了後にどのような仕事に就けるのかが分からない、という 3 点の現状認識に立って、仕事に基づく（job-driven）訓練に関して、多くの先進事例を基にした提案を行っており、それらは WIOA 法の運用の具体的な方向性を示したものとなっている。

2015 年 7 月の WIOA 法の施行から 1 年後の 2016 年 8 月 19 日には WIOA 法の実施規則に当たる連邦規則の最終版が公表された⁽³⁶⁾。2017 年 1 月 20 日にトランプ新大統領が就任し、その就任演説において、アメリカの雇用を取り戻すとの宣言をしている⁽³⁷⁾。今後同法に基づく雇用政策の進展が注目される。

（はらだ けいこ）

(35) “Ready to Work: Job-Driven Training and American Opportunity,” July, 2014. White House President Barack Obama website <https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/default/files/docs/skills_report.pdf>

(36) “Final Rules Resources WIOA.” U.S. Department of Labor Employment and Training Administration website <https://www.doleta.gov/wioa/Final_Rules_Resources.cfm>

(37) White House, “The Inaugural Address,” January 20, 2017. <<https://www.whitehouse.gov/inaugural-address>>

労働力の革新及び機会法関連規定

U.S.C.: Title 29 — Labor, Chapter 32 — The Workforce Innovation and Opportunity

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主幹 海外立法情報調査室 原田 圭子訳

(ゴシックの条を抄訳した)

【目次】

合衆国法典第 29 編 労働

第 32 章 労働力の革新及び機会

第 3101 条 目的

第 3102 条 定義

第 I 節 労働力開発活動

第 A 款 制度の調整

第 1 目 州に関する規定

第 3111 条 州の労働力開発委員会 (抄)

第 3112 条 州統一計画 (抄)

第 3113 条 州統合計画

第 2 目 地域に関する規定

第 3121 条 労働力開発地域

第 3122 条 地域労働力開発委員会 (抄)

第 3123 条 地域計画 (抄)

第 3 目 委員会に関する規定

第 3131 条 州及び地域委員会の資金

第 4 目 業績の説明責任

第 3141 条 業績説明制度

第 B 款 労働力投資活動及び提供者

第 1 目 労働力投資活動及び提供者

第 3151 条 総合窓口提供制度の設立 (抄)

第 3152 条 訓練サービスの適格な提供者の認定

第 3153 条 若年労働力投資活動の適格な提供者

第 2 目 若年労働力投資活動

第 3161 条 一般的授権

第 3162 条 州への割当て

第 3163 条 州内の配分

第 3164 条 若年労働力投資活動のための資金の使用 (抄)

第 3 目 成人及び非自発的離職者の雇用・訓練活動

* 本稿は、2014 年 7 月 22 日に成立した労働力の革新及び機会法 (The Workforce Innovation and Opportunity Act, P.L.113-128, <<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-113publ128/pdf/PLAW-113publ128.pdf>>) (以下「WIOA 法」という。) に対応する合衆国法典 (2016 年 9 月 1 日現在) の中から、州及び地域における労働力開発委員会、それぞれの委員会が策定する計画並びに地域において提供される労働力開発活動について規定する部分を訳出したものである (労働力の革新及び機会法全体の構成を解説に付した。)。それぞれの条の中で、例外的な規定等、訳出を省略した部分がある。なお、本稿におけるインターネット情報は、いずれも 2017 年 1 月 23 日現在である。また、() は原注であり、[] は訳者による補足である。脚注も全て訳者によるものである。

第 3171 条 一般的授權

第 3172 条 州への割当て

第 3173 条 州内の配分

第 3174 条 雇用・訓練活動への資金の使用 (抄)

第 4 目 一般的な労働力投資規定

第 3181 条 歳出予算の授權

合衆国法典第 29 編 労働

第 32 章 労働力の革新及び機会

第 3101 条 目的

この法律の目的は次に掲げるとおりである。

- (1) 合衆国における個人、特に雇用に対して障壁を抱えた個人⁽¹⁾に対して、労働市場で成功を得るのに必要な雇用、教育、訓練及び援助サービスの機会及びアクセスを増加させること。
- (2) 合衆国における包括的で利用しやすく質の高い労働力開発制度⁽²⁾を支援するため、労働力投資、教育及び経済開発制度の調整を支援すること。
- (3) アメリカの労働者に、世帯を維持する賃金を伴う雇用の保証及び促進のために必要な技能及び資格を提供し、アメリカの雇用主に、世界経済における成功のために雇用主が必要とする技能を持った労働者を提供するために、労働力投資、教育及び経済開発の取組の質及び労働市場との適合性を改善させること。
- (4) 雇用及び技能に対する労働者、求職者及び雇用主の需要によりよく対処するために合衆国の労働力開発制度を通じて、サービスの構造及び提供の改善を促進すること。
- (5) 合衆国の労働者及び雇用主の繁栄、地域社会、地区⁽³⁾及び州の経済成長並びに合衆国の世界的な競争力を高めること。
- (6) 第 I 節の第 A 款及び第 B 款の目的のために、州全域及び地域の労働力開発制度を通じて、参加者の雇用、[雇用の]維持及び所得を増加し、参加者による中等教育修了後の認定資格⁽⁴⁾取得を増加させる労働力投資活動⁽⁵⁾を提供し、結果として、労働力

(1) 「雇用に対して障壁を抱えた個人」とは、低収入の者、インディアン部族、アラスカ先住民、ハワイ先住民、障害のある個人、老人、前科がある者、ホームレス、児童養護制度の下にいる者、英語学習中である者、長期失業者等を意味する。(合衆国法典第 29 編第 3102 条第 24 号、以下、注において、合衆国法典第 29 編に言及する場合は、条番号のみを記載する。)

(2) 「労働力開発制度」とは、WIOA 法の下で実施されるコアプログラム (後掲注 (10) 参照)、他の総合窓口パートナープログラム、及び州委員会又は地域委員会により特定された雇用訓練を提供するプログラムを意味する (第 3102 条第 67 号)。なお、「総合窓口パートナープログラム」とは、第 3151 条第 (b) 項で規定されるプログラムであり (第 3102 条第 43 号)、州委員会は第 3111 条、地域委員会は第 3122 条においてそれぞれ設置することが規定されている。

(3) 第 3121 条において、州知事は州の中に、地区 (region) 及び地域 (local area) を指定することが規定されている。地域については、州委員会との協議を経て、労働市場、経済開発地区と整合性を保ち、適切な高等教育機関がある地域を、この法律で定める労働力開発制度の最少単位として指定することを規定する (第 (b) 項)。地区については、一つの地域又は複数の地域、場合によっては複数の州の地域で構成して地区として指定すること、複数の地域で構成される地区を計画地区 (planning region) とすることを規定する (第 (a) 項)。計画地区には、地域計画を組み合わせた地区計画を策定することを規定する (第 (c) 項)。

(4) 「中等教育修了後の認定資格」とは、ある産業が認めた証明書又は認定、徒弟プログラム (後掲注 (7) 参照) 修了の証明書、関係する州又は連邦政府により認定された免許、準学士 (2 年制大学修了時に付与される。)、学士 (4 年制大学修了時に付与される。) を意味する (第 3102 条第 52 号)。

(5) 「労働力投資活動」とは、雇用・訓練活動及び若年労働力投資活動を意味する (第 3102 条第 68 号)。なお、「雇用・訓練活動」は、「第 3174 条で規定された活動」 (同条第 19 号)、「若年労働力投資活動」とは、「適格な若年者のために第 3164 条で規定された活動」と定義される (同条第 71 号)。

の質を改善し、福祉への依存を減らし、経済的自立を高め、雇用主の技能要求を満たし、さらには国家の生産性及び競争力を高めること。

第 3102 条 定義 (略)

第 1 節 労働力開発活動

第 A 款 制度の調整

第 1 目 州に関する規定

第 3111 条 州の労働力開発委員会 (抄)

(a) 総則

州知事は、第 (d) 項に規定された機能を実施するために、州の労働力開発委員会を設立しなければならない。

(b) 委員

(1) 総則

州委員会は次に掲げる者を含めなければならない。

(A) 州知事

(B) 州議会の各院（州法に適合する範囲で）の議員であって、当該院の適切な議長により任命された者

(C) 州知事により指名された次に掲げる者

(i) 過半数は当該州の企業の代表でなければならず、その者は、[次に掲げる者とする。]

(I) 企業の所有者、企業の経営責任者若しくは経営役員、又はその他最適な方針決定若しくは雇用の権限を持つ企業の責任者若しくは雇用主。さらにその者はこの編の第 3122 条第 (b) 項第 (2) 号 (A)(i) に規定された地域委員会の委員とすることができる。

(II) 州の需要のある産業部門又は職業⁽⁶⁾において、少なくとも、質が高く仕事に関連する訓練及び開発を含む雇用機会を提供する（小規模企業を含む。）企業の代表者、又はそのような企業を代表する団体の代表者

(III) 州の企業組織及び企業事業団体により推薦された個人の中から指名された者

(ii) 少なくとも 20 パーセントは、当該州における労働者の代表でなければならず、[(I) 及び (II) を含まなければならず、(III) 及び (IV) を含むことができる。]

(I) 州の労働同盟 [State labor federations] により推薦される労働組合の代表者

(II) 労使合同徒弟プログラム [joint labor-management apprenticeship program] からの労働組合の委員若しくは訓練の指導者、又は州にそのような合同プログラムがない場合は州の徒弟プログラム⁽⁷⁾の代表者

(III) 雇用に対して障壁を抱えた個人が必要とする雇用、訓練又は教育に対して

(6) 「需要のある産業部門又は職業」とは、州、地域において、現在若しくは潜在的に相当な影響力がある産業部門、又は相当数の雇用がある若しくは見込まれる職業を意味する。州又は地域の委員会が、特定の産業又は職業を「需要がある」と決定する（第 3102 条第 23 号）。

[有効性が] 証明された経験及び専門性を持つ地域社会に基礎を置いた組織⁽⁸⁾の代表者。[当該組織は] 退役軍人に奉仕する、又は障害のある個人に競争力のある差別のない雇用を提供若しくは支援する組織を含む。

(IV) 適格な若年者⁽⁹⁾が必要とする雇用、訓練又は教育に対して[組織の有効性が] 証明された経験及び専門性を持つ組織の代表者。[その代表者には] 学校に属さない若年者に奉仕する組織の代表者を含む。

(iii) 均衡

(I) 次に掲げる政府の代表者を含まなければならない。

(aa) コアプログラム⁽¹⁰⁾に対して主導的な責任を有する州の公務員

(bb) (該当する場合には、市及び郡の両方を集合的に代表する) 公選された首長⁽¹¹⁾

(II) 知事が指名する次に掲げる他の代表者及び公務員を含むことができる。

(aa) (I) で特定されない総合窓口パートナー⁽¹²⁾[one-stop partner] からの当該州の機関の公務員 (該当する場合には、州計画の対象となるプログラムの追加の総合窓口パートナーを含む。)

(bb) 当該州における経済開発又は少年司法プログラムに責任を持つ州の機関の公務員

(cc)~(dd) (略)

(2) 多様かつ個別の代表者

州委員会の委員は、都市、へき地及び郊外地域を含む州の多様な地域を代表する者でなければならない。

(3) 複数の部門の代表ではないこと。

何人も次に掲げるいずれかのうち 1 以上の委員として務めてはならない。

(A) 第 (1) 号 (C)(i) に規定する部門

(B) 第 (1) 号 (C) の (ii) 又は (iii) で規定する 1 つの部門

(c) 議長

知事は、第 (b) 項第 (1) 号 (C)(i) に規定された代表の中から州委員会の議長を選出し

(7) 徒弟プログラムとは、職場での職業訓練及びそれに関連した職場外での教育を組み合わせた教育訓練を行うことにより専門職労働者を養成するプログラムである。州により事業主及び労働組合との共同で実施される場合がある (労使合同徒弟プログラム)。厚生労働省編『海外情勢報告 2015 年版』2016, p.89. <<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/16/dl/t2-03.pdf>>

(8) 「地域社会に基礎を置いた組織」とは、地域社会又は地域社会のある一部を代表する民間の非営利組織であり (宗教団体を含む。)、労働力開発の面で専門知識を有し、有効性を証明した団体を意味する (第 3102 条第 10 号)。なお、WIOA 法は、労働力投資活動について、1998 年に制定された「1998 年労働力投資法」(Workforce Investment Act of 1998, P.L.105-110, August 7, 1998, 112 STAT. 936-1247) (以下「WIA 法」という。)を改定するものであるが、基本的な枠組みは維持しているため、教育、訓練等で有効性が実証された経験を持つ組織は既に存在する。

(9) 若年者の適格性は、第 3164 条第 (a) 項で規定される。

(10) 「コアプログラム」とは、①若年労働力投資活動並びに成人及び非自発的離職者の雇用・訓練活動 (WIOA 法の第 I 編の第 B 部)、②成人教育及びリテラシー活動 (WIOA 法の第 II 編)、③職業紹介を行う雇用サービス (ワグナー・ペイザー法第 1 条から第 13 条 (合衆国法典第 29 編第 49 条以下)) (後掲注 (28) 参照)、④障害者の職業リハビリテーション (1973 年リハビリテーション法第 I 編 (合衆国法典第 29 編第 720 条以下)) (後掲注 (27) 参照) を意味する (第 3102 条第 13 号)。

(11) 「公選された首長」とは、地方自治体の選挙により選出された首長を意味する (第 3102 条第 9 号)。

(12) 「総合窓口パートナー」とは、第 3151 条第 (b) 項第 (1) 号で規定された団体であり、同条第 (b) 項第 (2) 号に規定された地域委員会及び公選された首長の承認を受けて、総合窓口提供制度の運営に参画する団体を意味する (第 3102 条第 42 号)。

なければならない。

(d) 機能

州委員会は次の各号に掲げる事項において、知事を支援しなければならない。

- (1) 州計画の開発、実施及び修正
- (2) 第(1)号と整合性を保ち、州の包括的で合理的な労働力開発制度を支援する形で、州全域の方針、州全域のプログラム及び州の労働力開発プログラムと調整するために州により実施されるべき活動の提案に対する評価の実施。[その評価は、] 該当する場合には、コアプログラムではなく、総合窓口パートナーにより実施されるプログラム及び活動に対する州計画への評価及び論評の提供を含む。
- (3) 次に掲げる州の労働力開発制度の開発及び継続的な改善
 - (A) より良い連携、調整並びに当該制度を通じて実施されるプログラム及び活動の重複を避けるための、障壁の特定及び障壁を排除する手段
 - (B) 未熟練の成人、若年者及び雇用に対して障壁を抱えた個人（障害のある個人を含む。）を含む個人に対して、労働力投資活動、教育及び就職又は雇用維持のための支援サービスを提供する目的で、キャリア・パスウェイ⁽¹³⁾[career pathway]の使用を支援する戦略の策定
 - (C) 労働力開発制度を通じて提供されるサービスから恩恵を受ける個人及び雇用主に対する効果的なアウトリーチ⁽¹⁴⁾及び改善したアクセスを提供する戦略の策定
 - (D) 特に需要のある産業部門及び職業に関連した産業又は部門の協力関係を通じて、雇用主、労働者及び求職者の需要を満たす戦略の策定及び拡大
 - (E) この編の第3121条第(a)項⁽¹⁵⁾の目的のため、地域委員会及び公選された首長との協議を経た計画地区を含む地区の特定
 - (F) 労働者、求職者及び雇用主への効果的なサービスの提供を支援するために、地域委員会、総合窓口運営者、総合窓口パートナー並びに訓練サービス及び支援的サービス⁽¹⁶⁾を含むサービスの計画作成及び提供をする提供者への支援を含む、地域における総合窓口提供制度の開発及び継続的な改善
 - (G) 労働力開発制度に基づき支援されたプログラムに係る職員訓練及び周知を支援する戦略の策定
- (4) この編の第3141条第(b)項⁽¹⁷⁾に基づき求められる州のコアプログラムの有効性を評価するために、州において調整される業績の水準を含む包括的な州の業績責任評価の開発及び更新
- (5) 次に掲げる事項の最適手法に関する情報の特定及び普及

(13) 「キャリア・パスウェイ」とは、個人が特定の職業に就き、昇進していくために提供される、緻密で質の高い教育訓練その他のサービスを意味する。サービスには、①その地域の経済、産業が必要とする技能の連携、②広い範囲の中等教育又は中等教育後の教育、③個人の教育及び職業の目標に導くための相談、④個人の教育及びキャリアの向上のための教育訓練等を含む（第3102条第7号）。

(14) 「アウトリーチ」とは、社会福祉サービス等において、クライアントの日常生活の場において必要な情報やサービスを提供する活動。利用者の来訪を待つだけでなく、サービスの提供者が積極的に出向いていくサービス、と定義されている。秋元美世ほか編『現代社会福祉辞典』有斐閣、2003、p.2。

(15) 前掲注(3)

(16) 「支援的サービス」とは、交通、保育、扶養家族の世話、住宅供給、生活必需品関連の支払等、この法律で規定された活動に参加するために必要な支援を意味する（第3102条第59号）。

(17) 第3141条は、州及び地域において参加した個人が肯定的な成果を達成したかという点で、活動の有効性を査定する業績責任評価（performance accountability measures）について規定しており、第(b)項は、州の業績責任評価に関する規定である。

- (A) 企業に対するアウトリーチ、[企業との] 協力関係及び雇用に対して障壁を抱えた個人に対する戦略を含むサービス提供戦略に関する総合窓口センターの効果的な運営
 - (B) 地域委員会の効果的な発展。[その発展には] 地域委員会が、協議された地域の業績の水準を超え、財政の整合性を持続し⁽¹⁸⁾、他の有効性の評価を達成するのに貢献する情報を含む。
 - (C) 効率の良い職業紹介又はキャリア・パスウェイを支援するための効果的な訓練プログラム。[そのプログラムは] 最新の労働市場分析を反映し、個人の事前知識、技能、能力及び経験を評価する直接の査定及び事前学習の査定を効果的に使用し、当該技能及び適応能力を評価する。
- (6) この編の第 3151 条第 (e) 項に規定された州の総合窓口提供制度を通じた、調整されたサービスの提供に影響する、次に掲げる事項の策定を含む州全域の方針の策定及び評価
- (A) 同条で規定された地域委員会による総合窓口センターの有効性及び継続的な改善に対する査定における客観的な基準及び手続
 - (B) この編の第 3151 条第 (h) 項⁽¹⁹⁾に基づく総合窓口センター基盤基金の配分の指針
 - (C) 総合窓口提供制度において、総合窓口パートナープログラムを実施する団体の適切な役割と貢献に関する方針。[その方針には] 同制度における公平で効率の良い費用の配分を促進する取組を含む。
- (7) 次に掲げる事項の改善を含む、総合窓口提供制度を通じて提供されるサービス及び活動の質を改善させ、アクセスを促進させる技術的改良のための戦略の策定
- (A) デジタルリテラシー技能の強化（この法律で「デジタルリテラシー技能」とは第 20 編の第 9101 条⁽²⁰⁾の定義による。）
 - (B) 参加者による技能及び中等教育修了後の認定資格の取得の促進
 - (C) 提供者及び労働力[問題] 専門家の専門性開発の強化
 - (D) 当該技術が障害のある個人及び遠隔地に居住する個人から利用しやすいことの保証
- (8) 業績責任評価の報告においてサービス提供を強化し、効率性を改善するための、総合窓口パートナープログラムに係る技術及びデータシステムの調整の戦略の策定（総合窓口パートナープログラムに係るサービスの連携を向上させるために、データ収集、事例管理情報、業績責任評価並びに報告手順を共通して取り込む[システムの]設計及び実装、並びに地域の入力データの当該設計及び実装への組み込みを含む。）
- (9) 成人への雇用・訓練活動及び若年者への労働力投資活動に関する、この編の第 3163 条第 (b) 項第 (3) 号⁽²¹⁾及び第 3173 条第 (b) 項第 (3) 号⁽²²⁾に基づき許可された資金の、地域への分配のための配分方式の策定

(18) 「財政の整合性の持続」とは、第 3121 条第 (e) 項第 (2) 号において、「過去 2 年間に、地域における補助金の受領者又は運営団体が、補助金を使用する上で、関係する規定の意図的な無視、重大な過失、認められた水準に至らない実施には使用しなかったこと。」と定義されている。

(19) 第 3151 条第 (h) 項は、総合窓口センターの基盤整備の資金に関する規定である。

(20) 「デジタルリテラシー技能」とは、合衆国法典第 20 編第 9101 条において、「技術を用いて、利用者が情報を見つけ、評価し、組織化し、生成し、及び意思疎通ができること。」と定義されている。

(21) 第 3163 条は、若年労働力投資活動の州における資金の配分について規定しており、第 (b) 項は、第 (2) 号で州内の配分割合を定め、第 (3) 号では、第 (2) 号に定めた割合に代えて州における裁量による配分も認めている。

(10) この編の第 3141 条第 (d) 項⁽²³⁾の第 (1) 号及び第 (2) 号に規定されている年次報告の準備

(11) この編の第 491-2 条第 (e) 項⁽²⁴⁾に規定されている州全域の労働力及び労働市場の情報システムの開発

(12) 州における労働力開発制度の州全域の目標を推進させ、かつ業績を向上させるその他の方針の策定

(e)～(f) (略)

(g) 情報公開規定

州委員会は、一般公衆に対して、公開会議又は電子的手法を通じて、定期的に州委員会の活動に関する情報が利用可能となるようにしなければならない。[それらの情報には、] 提出前の州計画又はその修正版、個別の委員に関する情報、及び要望に応じて州委員会の正式な会議の会議録を含む。

(h) (略)

第 3112 条 州統一計画 (抄)

(a) 計画

州がコアプログラムのために [資金の] 割当てを受けることができるように、知事は、労働長官に対して、第 (c) 項第 (2) 号により規定された承認のための手順に従って、州統一計画を提出しなければならない。州統一計画は、州のコアプログラムの 4 年間の戦略の概要を述べ、この条の要件を満たさなければならない。

(b) 内容

(1) 戦略計画の要素

州統一計画は、教育を受け熟練した労働力を養成するために、次に掲げる項目を含む戦略的ビジョン及び目標からなる戦略計画の要素を含めなければならない。

(A) 次に掲げる内容を含む州の経済状況の分析

(i) 既存及び新興の需要のある産業部門及び職業

(ii) それらの産業及び職業で求められる知識、技能及び能力を含む雇用主の雇用の要件

(B) 当該州における、現在の労働力、雇用及び失業のデータ、労働市場の動向並びに雇用に対して障壁を抱えた個人（障害のある個人を含む。）を含む労働力の技能水準の分析

(C) 州において労働力が必要とする教育及び技能並びに雇用主が必要とする雇用に対処するための州における労働力開発活動（教育訓練を含む。）の分析。[その分析には] 当該活動の長所と短所、当該活動を提供する州の団体の対応能力の分析を含む。

(D) 教育を受け、技能がある労働力の養成（若年者及び雇用に対して障壁を抱えた個人の養成を含む。）のため、また熟練労働力に対する雇用主の需要を満たすため

(22) 第 3173 条は、成人及び非自発的離職者のための雇用・訓練活動の州における資金の配分について規定しており、第 (b) 項は、第 (2) 号で州内の配分割合を定め、第 (3) 号では、第 (2) 号に定めた割合に代えて州における裁量による配分も認めている。

(23) 第 3141 条第 (d) 項は、労働力投資活動の業績説明評価の報告及び公表に関する規定である。

(24) 第 491-2 条は、ワグナー・ペイザー法 (Wagner-Peyser Act, P.L.73-30, 合衆国法典第 29 編第 49 条以下)（後掲注 (28) 参照）の第 15 条に当たる。第 15 条は、労働長官が全国的な労働力及び労働市場の情報システムの開発をすることを定めており、第 (e) 項ではそのシステムに対する州の責任を規定する。

に、経済成長及び経済の自立を支援する州の戦略的ビジョン及び目標、並びに州の労働力投資制度の全体的な有効性を州がいかに評価するかの記述。[目標には]この編の第 3141 条第 (b) 項第 (2) 号 (A) に規定されている主要な業績の指標に基づく業績責任評価に関連する目標を含む。

- (E) (D) に規定された戦略ビジョン及び目標の達成のため、州において利用可能な資源に加え、(A) から (C) までに規定された分析を考慮に入れた、コアプログラムの調整に関する戦略

(2) 運営計画の要素

(A) 総則

州統一計画は、この編の第 3111 条第 (d) 項に基づく機能を州委員会がいかに実施するか記述、及び第 (1) 号 (E) において規定された戦略を支援しこの号に含まれるその他の運営計画の要素を含まなければならない。

(B) 州の戦略の実施

州統一計画は、次に掲げる事項を含む第 (1) 号 (E) で規定された戦略を、コアプログラムの管理の責任を持つ主要な州の機関がいかに実施するかを記述しなければならない。

- (i) 戦略を実施するために個別のコアプログラムを実施する団体により資金を受ける活動、並びに共同登録その他戦略の運用を含む当該活動を、プログラム間及びプログラムを運営する団体間でいかに調整するか。
- (ii) (i) で規定された活動を、雇用、訓練、職業・技術教育⁽²⁵⁾を含む教育、及びこの計画の対象ではない人的サービスプログラムの下で提供される活動といかに調整するか。必要に応じて、ここで言及されている諸活動の間の調整を確保し、重複を避けること。
- (iii) 個別のコアプログラムを実施する団体が、支援的サービスを含む包括的で質の高いサービスを個人に対していかに提供し、活動を調整させるか。
- (iv) 州の戦略が州のコミュニティカレッジ及び地域の職業技術学校をいかに労働力開発制度におけるパートナーとなるように奨励し、州が、それらの機関で行われる労働力開発プログラムへのアクセスを拡大し、連邦、州及び地域の他の投資を活用できるようにするか。
- (v) (i) で規定された活動を州における経済開発戦略及び活動といかに調整するか。
- (vi) 州の戦略が中等教育修了後の認定資格（産業部門認定の証明書又は、移行可能で蓄積可能な認定を含む。）につながる活動へのアクセスをいかに改善させるか。

(C) 州の運営制度及び方針

州統一計画は、次に掲げる事項の規定を含む、第 (1) 号 (E) に規定された戦略の実施を支援する州の運営制度及び方針を記述しなければならない。

- (i) 州委員会の機能を効果的に実施する、当該委員会の職員及び当該委員会の委員を支援する活動を含む州委員会「の活動」（ただし、そのような活動に対する資金は、地区又は地域で「参加」可能な訓練又は開発活動「への参加のための」

(25) 「職業・技術教育」とは、合衆国法典第 20 編第 2302 条において、「個人に対して、進学又は専門的職業の準備のために必要とされる高度な学力水準並びに技術的知識及び技能を調整し、一貫した厳密な内容の科目を提供する組織的な教育活動」と定義されている。

の長距離の旅費には使用できない。)

(ii) (I) この編の第 3141 条第 (b) 項に規定された業績責任評価に基づき、個別のコアプログラムに対して、毎年プログラムの質、有効性及び改善を含む査定（地域又は提供者による分析）をいかに実施するか。

(II) 毎年その他の総合窓口パートナープログラムをいかに査定するか。

(iii) 過去 2 年間のコアプログラムその他総合窓口パートナープログラムの有効性の査定の結果

(iv) 資金の分配を授権する規定に従って、州がコアプログラムに基づき資金を分配する方法及び要因

(v) (I) コアプログラムの管理に責任を持つ州の主導機関が、コアプログラム、失業保険プログラム及び中等教育修了後教育を通じた教育に関する利用可能な労働力及び教育のデータをいかに調整し統合するか。

(II) 当該機関が、参加したコアプログラムを終了し、中等教育修了後の教育を継続かつ修了し、又は就職若しくは継続して働く参加者の進捗を評価するために、いかに労働力開発制度を用いるか。

(III) [合衆国法典] 第 20 編第 1232g 条⁽²⁶⁾ その他適用する連邦法が求める保護を含む当該制度に関連するプライバシーの保護

(vi)～(viii) (略)

(D)～(E) (略)

(3) (略)

(c) 計画の提出及び承認

(1) 提出

(A) 初期計画

この条に基づく初期の州統一計画（2014 年 7 月 22 日以降）は、2014 年 7 月 22 日以後、2 回目の通年のプログラム年 [full program year] の開始より 120 日以上前に、労働長官に提出されなければならない。

(B) 後続計画

(A) における規定を除いて、州統一計画は、先行する州統一計画の対象期間である 4 年間の最後より 120 日以上前に、労働長官に提出されなければならない。

(2) 提出及び承認

(A) 提出

この条に基づく州統一計画の承認において、[労働] 長官は、あるプログラム又は活動を監督する連邦機関の長に、州統一計画の当該部分を、当該機関の長による承認を受けるために、提出しなければならない。

(B) 承認

州統一計画は、第 (b) 項第 (2) 号 (D)(iii)⁽²⁷⁾ で規定された計画の部分について、リハビリテーションサービス局の長官の承認の後、労働長官及び教育長官の承認を受

(26) 合衆国法典第 20 編第 1232g 条は、生徒の教育の記録を親に公開する場合の規定である。

(27) [第 3112 条] 第 (b) 項第 (2) 号 (D) は州統一計画に記述すべき特定のプログラム要件について規定しており、(iii) は、1973 年リハビリテーション法 (Rehabilitation Act of 1973, P.L.93-112) で規定されたプログラムの情報について定めている。同法は、障害のある個人に対して、職業リハビリテーションを推し進めることを規定しており、1973 年 9 月 26 日に制定された。同法に基づき、教育省の下に、リハビリテーションサービス局が設置されている。

けなければならない。当該計画は、90日の間に、労働長官又は教育長官の当該計画がこの条又はコアプログラムを授権する規定に適合しないという書面による決定がない限りは、計画の提出の日から90日経過後に承認されたとみなされる。

(3) 修正

(A) 修正

4年間の州統一計画の最初の2年間の最後に、州委員会は、州統一計画の評価を実施し、知事は、労働市場及び経済状況又は州統一計画の実施に影響を与えるその他要素における変更点を反映した修正版を提出しなければならない。

(B) 承認

(A)に基づき必要な評価のために提出された州統一計画の修正版は、第(2)号に規定された要件に係る承認を受けなければならない。知事は、知事が適当と判断した時にはいつでも州統一計画の修正版を提出することができ、当該計画もまた第(2)号に規定された要件に係る承認を受けなければならない。

(4) (略)

第3113条 州結合計画 (略)

第2目 地域に関する規定

第3121条 労働力開発地域 (略)

第3122条 地域労働力開発委員会 (抄)

(a) 設立

第(c)項第(2)号(A)による規定を除き、地域労働力開発委員会は、州の各地域に、当該地域のために第(d)項(及びこの法律又はコアプログラムの設立規定に基づく地域委員会に特定された機能)に規定されている機能を実施するために、州知事により設立及び認証されなければならない。

(b) 委員

(1) 州の基準

知事は、州委員会と協力して、第(2)号の要件に従った、公選された首長が用いる当該地域の地域委員会委員の指名に係る基準を定めなければならない。

(2) 構成

当該基準は、少なくとも次に掲げる事項を要件とする。

(A) 各地域委員会の委員の過半数は、次に掲げる当該地域の企業の代表者でなければならない。

(i) 企業の所有者、企業の経営責任者若しくは経営役員、又はその他最適な方針決定若しくは雇用の権限を持つ企業の責任者若しくは雇用主

(ii) 地域の需要のある産業部門又は職業において、少なくとも質が高く仕事に関連する訓練及び開発を含む雇用機会を提供する小規模企業を含む企業の代表者、又はそのような企業を代表する団体の代表者

(iii) 地域の企業組織及び企業事業団体により推薦された個人の中から指名された者

(B) 少なくとも20パーセントは、地域における労働力の代表でなければならない、[(i) 及び(ii)を含まなければならない、(iii)及び(iv)を含むことができる。]

- (i) 地域の労働同盟により推薦された労働組合の代表者（被用者が労働組合の代表を務める地域の場合）又はその他被用者の代表者（被用者が誰もその機関の代表を務めない場合）
 - (ii) 地域に労使合同徒弟プログラムがある場合は、その合同プログラムからの労働組合の委員若しくは訓練の指導者、又は地域にそのような合同プログラムがない場合は地域の徒弟プログラムの代表者
 - (iii) 雇用に対して障壁を抱えた個人が必要とする雇用に対して〔有効性が〕証明された経験及び専門性を持つ地域社会に基礎を置いた組織の代表者。〔当該組織には〕退役軍人に奉仕する、又は障害のある個人に競争力のある差別のない雇用を提供若しくは支援する組織を含む。
 - (iv) 適格な若年者が必要とする雇用、訓練又は教育に対して〔組織の有効性が〕証明された経験及び専門性を持つ組織の代表者。〔その代表者には〕学校に属さない若年者に奉仕する組織の代表者を含む。
 - (C) 各地域委員会は、地域における教育訓練活動を運営する団体の代表者を含まなければならない、〔(i) 及び (ii) を含まなければならない、(iii) を含むことができる。〕
 - (i) 第Ⅱ節に基づく成人教育訓練を管理する適格な提供者の代表者
 - (ii) 労働力投資活動を提供する高等教育機関（コミュニティカレッジを含む。）の代表者
 - (iii) 地域の教育機関の代表者及び雇用に対して障壁を抱えた個人が必要とする雇用、訓練又は教育に対して〔組織の有効性が〕証明された経験及び専門性を持つ、地域社会に基礎を置いた組織の代表者
 - (D) 各地域委員会は、次に掲げる、地域に対して奉仕する政府〔機関〕、経済及び地域社会開発の団体の代表を含まなければならない、〔(i) 及び (ii) を含まなければならない、(iii)、(iv) 又は (v) を含むことができる。〕
 - (i) 経済及び地域社会開発団体の代表者
 - (ii) ワグナー・ペイザー法⁽²⁸⁾（合衆国法典第 29 編第 49 条以下）に基づき当該地域に対して奉仕する州の雇用サービス事務所の代表者
 - (iii) 1973 年リハビリテーション法⁽²⁹⁾（合衆国法典第 29 編第 720 条以下）の第 112 条又は第 C 款（合衆国法典第 29 編第 732 条、第 741 条）を除く同法第 I 編に基づき実施され、地域に奉仕するプログラムの適切な代表者
 - (iv) 交通、住宅供給及び公的支援に関連して地域に奉仕するプログラムを管理する機関又は団体の代表者
 - (v) 地域に奉仕する慈善団体の代表者
 - (E) 各地域委員会には、当該地域の公選された首長が適切と判断したその他個人又は団体の代表を含むことができる。
- (3) 議長
- 地域委員会の委員は、第 (2) 号 (A) に規定されている代表の中から、地域委員会の議長を選出しなければならない。

(28) ワグナー・ペイザー法（Wagner-Peyser Act, P.L.73-30）は 1933 年 6 月 6 日に、フランクリン・ルーズベルト大統領の下、ニューディール政策の一環として制定された法律である。職業紹介、職業相談を行う雇用サービス事務所を全国に設置することを規定している。厚生労働省編 前掲注 (7), p.81.

(29) 前掲注 (27)

(4) (略)

(5) 委員会委員の権限

組織、機関その他団体を代表する委員会の委員は、当該組織、機関その他団体において、最適な方針決定の権限を有する個人でなければならない。委員会の委員は、地域内の様々な地域を代表しなければならない。

(6) (略)

(c) 委員会〔委員〕の指名と認証

(1) 委員会委員の指名及び権限の割当て

(A) 総則

地域の公選された首長は、第 (b) 項に基づき制定された州の基準に従って当該地域の地域委員会の委員を指名する権限を持つ。

(B)～(C) (略)

(2) 認証

(A) 総則

知事は、2年ごとに1回、州の各地域に対して1つの地域委員会を認証しなければならない。

(B) 基準

当該認証は、第 (b) 項に基づいて定められた基準に基づくものでなければならず、2回目又はそれに続く認証に対しては、地域委員会がその地域において実施した労働力投資活動が、地域に対してどの程度業績責任評価に対応し、この編の第 3121 条第 (e) 項第 (2) 号において定義される持続した財政の整合性を達成したかによる。

(C) 認証の獲得の失敗

地域委員会が認証の獲得に失敗した場合は、第 (1) 号及びこの号に規定されている手順に従って、当該地域の新しい地域委員会を指名、認証することとする。

(3) 認証の取消し

(A) 不正行為、濫用、機能遂行の失敗

第 (2) 号の規定にかかわらず、知事は、次に掲げる事項のいずれかに対する意見を提示し通知を発出した後で、いつでも地域委員会の認証を取り消す権限を持つ。

(i) 不正行為又は濫用

(ii) 第 (d) 項において特定された地域委員会の機能遂行の失敗

(B) 不履行

第 (2) 号の規定にかかわらず、知事は、当該地域において地域委員会が連続した2年の間、この編の第 3141 条第 (c) 項に従った業績責任評価〔に係る要求〕を満たさなかった場合には、地域委員会の認証を取り消すことができる。

(C) 再組織計画

知事が (A) 又は (B) に基づき地域委員会の認証を取り消した場合には、知事は、当該地域における公選された首長との協議及び第 (b) 項に基づき定められた基準に従い、知事が策定する再組織計画に従って当該地域において新しい地域委員会を指名し認証することを要求することができる。

(4) (略)

(d) 地域委員会の機能

地域委員会の機能は、この編の第 3123 条と整合性を保ち、次の各号に掲げる事項を

含まなければならない。

(1) 地域計画

地域委員会は、関係する地域における公選された首長と協力して、この編の第 3123 条の要件を満たす地域計画を策定し、知事に提出しなければならない。地域が他の地域を含む計画地区の一部である場合には、地域委員会は、この編の第 3121 条第 (c) 項第 (2) 号で規定された地区計画の準備及び提出について、該当する他の地域の地域委員会及び公選された首長と協働しなければならない。

(2) 労働力調査及び地区労働市場の分析

地域計画の策定及び実施の支援のために、地域委員会は、次に掲げる事項を行わなければならない。

(A) 地区の経済状況、地区に必要な知識及び技能、地区の労働力並びにこの編の第 3123 条第 (b) 項第 (1) 号 (D) に規定された地区に必要な労働力開発活動（教育訓練を含む。）の分析を実施し、当該情報を定期的に更新すること。

(B) ワグナー・ペイザー法第 15 条第 (e) 項⁽³⁰⁾（合衆国法典第 29 編第 491-2 条第 (e) 項）に規定された州全域の労働力及び労働市場の情報システムの開発、特に当該地区における労働力及び労働市場の情報の収集、分析及び利用について知事を支援すること。

(C) 広い範囲の利害関係者からの情報の入手後、その機能の実施に必要であると委員会が判断した地域の労働力の要件に関連したその他調査、データ収集及び分析を実施すること。

(3) 招集、仲介、強化

地域委員会は、この編の第 3123 条に基づく地域計画の策定並びに労働力開発活動を強化する連邦政府以外の専門家及び人材の特定を支援するために、地域の労働力開発制度の利害関係者を招集する。常任委員会⁽³¹⁾を含む地域委員会は、この項に規定された機能を実施するために利害関係者を関与させることができる。

(4) 雇用主の関与

地域委員会は、次に掲げる点について、関係する地区の広い範囲の雇用主及び団体が関与する取組を主導しなければならない。

(A) 地域委員会における企業の代表（特にその雇用状況が地区における既存及び新興の雇用状況を反映するような雇用主であり、最適な方針決定又は雇用の権限を持つ代表）[の関与] の促進

(B) 雇用主が地域の労働力開発制度を活用することを支援し、かつ地域労働力投資活動を支援するための地区における雇用主との効果的な連係（仲介者の活用を含む。）の発展

(C) 労働力投資活動が、雇用主、経済開発団体及びサービス提供者の間での意思疎通、調整、連携を強化することで、雇用主の要件を満たし、地区の経済発展を支援することの確保

(D) 雇用及び技能に対する労働者及び雇用主（産業及び部門における協力関係⁽³²⁾）の

(30) 前掲注 (24)

(31) 第 3122 条第 (b) 項第 (4) 号で、地域委員会の下に必要な応じて、地域委員会に情報を提供し、補佐するために常任委員会を設置することが認められている。

創設者等)の需要を満たす、実績のある又は有望な戦略の策定及び実施。[その戦略は] 地区における雇用主が必要とする技能を持つ労働力を提供し、労働力開発制度の参加者に需要のある産業部門又は職業における雇用及びキャリア向上の機会を拡大する。

(5) キャリア・パスウェイの開発

地域委員会は、中等教育及び中等教育修了後の教育の代表者とともに、雇用、訓練、教育並びに、成人、若年者及び特に雇用に対して障壁を抱えた個人が必要とする支援的サービスを調整することにより、地域におけるキャリア・パスウェイの開発及び実施の取組を主導しなければならない。

(6) 実績がありかつ有望な実践

地域委員会は、地域において次に掲げる取組を主導しなければならない。

- (A) 地域の労働力開発制度における、雇用主、労働者及び求職者（雇用に対して障壁を抱えた個人を含む。）の需要を満たす、実績がありかつ有望な戦略及び構想の特定及び推進。[その戦略及び構想には、] この編の第 3248 条⁽³³⁾ 及び、該当する場合には、1990 年障害のあるアメリカ人法⁽³⁴⁾ (合衆国法典第 42 編第 12101 条以下) の適用規定に従った総合窓口提供制度への物理的及び計画的な利便性の提供を含む。
- (B) 当該必要を満たし、他の地域において実績があり、かつ有望な実践に関する情報の特定及び普及

(7) 技術

地域委員会は、次に掲げる事項を実施し、雇用主、労働者及び求職者に対する地域の労働力開発制度の利便性及び有効性を最大化する技術を用いた戦略を策定しなければならない。

- (A) 地域において、包括的な労働力開発制度を支援するために、総合窓口パートナープログラムの事例管理情報システム及び[その情報の] 取り込みの結合の促進
- (B) 関係する総合窓口提供制度を通じて提供されるサービスへの、遠隔地におけるアクセスを含むアクセスの促進
- (C) 雇用に対して障壁を抱えた個人の需要をよりよく満たすための、伝統的なサービス提供の拡大並びに総合窓口提供制度のサービス及びプログラムへのアクセスの増加を図るデジタルリテラシー技能の向上等の戦略を含む戦略の特定
- (D) 地域の労働力開発制度において、雇用に対して障壁を抱えた個人に対するサービスの資源及び対応能力を含む資源及び対応能力の強化

(8) プログラムの監督

地域委員会は、地域の公選された首長と協力して次に掲げられた事項を実施しなければならない。

- (A)(i) この編の第 3164 条第 (c) 項に基づき授権された地域の若年労働力投資活動、この編の第 3174 条の第 (c) 項及び第 (d) 項に基づき授権された地域の雇用・訓練活動並びに地域の総合窓口提供制度の監督の実施

(32) 「産業及び部門における協力関係」とは、州委員会又は地域委員会と、地域の重要な産業部門における雇用主、代表者との間に結ばれる協力関係である（第 3012 条第 26 号）。

(33) 第 3248 条は、WIOA 法の運営に当たり、年齢、障害、性別、人種等による差別を禁止する規定である。

(34) 1990 年障害のあるアメリカ人法（Americans with Disabilities Act of 1990, P.L.101-336）は身体又は精神に障害のある者に対し、雇用、公共サービス等における差別の禁止を規定している。

- (ii) (i) で規定された活動及び制度に対して、第 B 款に基づいて提供された資金の適切な使用及び管理の確実な実施
- (B) 労働力開発活動のために、この編の第 3141 条に基づき業績成果を最大化するための資金の適切な使用、管理及び投資の確実な実施
- (9) 業績責任評価の協議

地域委員会、公選された首長及び知事は、この編の第 3141 条第 (c) 項に規定されている業績責任評価について協議し、合意に至らなければならない。
- (10) 運営者及び提供者の選定
 - (A) 総合窓口運営者の選定

この編の第 3151 条第 (d) 項と整合性を保ち、地域の公選された首長との合意を得て、地域委員会は [(i) を行わなければならない、(ii) を行うことができる。]

 - (i) この編の第 3151 条第 (d) 項第 (2) 号 (A) に規定されている総合窓口運営者の指名又は認証
 - (ii) 当該運営者の適格性を理由とした終了
 - (B) 若年提供者の選定

この編の第 3153 条⁽³⁵⁾と整合性を保ち、地域委員会は [(i) を行わなければならない、(ii) を行うことができる。]

 - (i) 地域の若年労働力投資活動の適格な提供者を、第 (b) 項第 (4) 号に基づき若年者常任委員会が設立されている場合には当該委員会の勧告に基づき、競争的な手段により、補助金支給又は契約により認定すること。
 - (ii) 当該提供者の適格性を理由とした終了
 - (C) 訓練サービスの適格な提供者の認定

この編の第 3152 条⁽³⁶⁾と整合性を保ち、訓練サービスの適格な提供者の認定をしなければならない。
 - (D) キャリア・サービスの適格な提供者の認定

総合窓口運営者が地域において第 3174 条 (c) 項第 (2) 号に規定されたキャリア・サービスの提供をしない場合には、地域委員会は、契約を与えることにより、地域のキャリア・サービスの適格な提供者を認定しなければならない。
 - (E) 消費者選択の要件

この編の第 3152 条及び第 3174 条第 (c) 項の第 (2) 号及び第 (3) 号と整合性を保ち、地域委員会は、州と協働して、十分な数及び種類のキャリア・サービス及び訓練サービスの提供者（障害のある個人を支援する専門家並びに成人教育及びリテラシー活動の必要に合致する専門家を擁する適格な提供者を含む。）が、地域に奉仕し、障害のある個人に対し、競争力のある差別のない雇用に導く機会を提供するとともに、消費者選択を最大化するような関係するサービスを地域に提供することを確保しなければならない。
- (11) 教育提供者との調整
 - (A) 総則

(35) 第 3153 条では、若年労働力投資活動の適格な提供者を規定している。

(36) 第 3152 条では、州が訓練サービスの適格な提供者の要件を規定すること及び提供者が提出すべき情報の要件を特定している。サービスの提供者には、中等教育修了後の認定資格を与える教育機関、徒弟プログラムに登録した団体等が含まれている。

地域委員会は、労働力投資活動の提供者を含む地域の教育訓練提供者、第Ⅱ節に基づく成人教育及びリテラシー活動の提供者、職業・技術教育の提供者（第20編第2302条で定義）並びに1973年リハビリテーション法（合衆国法典第29編第720条以下）の第112条又は第C款（合衆国法典第29編第732条、第741条）を除く同法第Ⅰ編に基づく計画を管理する地方機関との間で活動を調整しなければならない。

(B)～(C) （略）

(12) 予算及び管理

(A) 予算

地域委員会は、地域計画及びこの条に基づく地域委員会の義務と整合性を保ち、地域における地域委員会の活動のために予算を策定し、公選された首長の承認を受けなければならない。

(B) 管理

(i) 補助金の受領者

(I) 総則

地域の公選された首長は、知事が補助金受領者として〔不適切な使用に対し〕責任を負うことを当該首長と知事との間で合意しない限り、この編の第3163条及び第3173条に基づき地域に割り当てられた補助金の、地域における補助金受領者として務め、いかなる不適切な使用にも責任を負わなければならない。

(II) 指名

補助金管理の支援のために、公選された首長又は知事が地域の補助金の受領者となっている場合、知事は、ある団体をその資金の地域の下位受領者として、又は、地域の財政機関として務めるように指名することができる。当該指名は、公選された首長又は知事の(I)で規定された補助金の不適切な使用に対する責任を解除するものではない。

(III) 支払行為

地域の補助金受領者又は(II)に基づいて指名された団体は、この節の要件に従って、地域委員会の指示により、補助金を労働力投資活動に支払わなければならない。地域の補助金受領者又は(II)に基づいて指名された団体は、地域委員会から当該指示を受けた場合は直ちに支払わなければならない。

(ii)～(iii) （略）

(13) （略）

(c) 情報公開規定

地域委員会は、一般公衆に対して、定期的に、公開会議又は電子的手法を通じて、地域委員会の活動に関する情報が利用可能になるようにしなければならない。〔それらの情報には、〕提出前の地域計画に関する事、委員に関する事、総合窓口運営者の指名及び認証、若年労働力投資活動の適格な提供者への補助金又は契約に関する事、及び、要望に応じて、地域委員会の正式な会議の会議録を含む。

(f)～(i) （略）

第3123条 地域計画 （抄）

(a) 総則

各地域委員会は、公選された首長との協力の下で、包括的な4年間の地域計画を策定し、知事に提出しなければならない。地域計画は、この編の第3112条第(b)項第(1)号(E)

に従った州計画に規定された戦略及びその他州計画と整合性を保たなければならない。地域が計画地区の一部である場合には、地域委員会は地域計画の準備及び提出について、第 3121 条第 (c) 項に準拠しなければならない。4 年間の地域計画の最初の 2 年間の最後には、各地域委員会は、公選された首長との協力の下で、地域計画及び地域委員会の評価を行い、労働市場及び経済状況、その他地域計画の実施に影響を及ぼす要件の変化に対応して、地域計画の修正版を準備し、提出しなければならない。

(b) 内容

地域計画は次号に掲げる内容を含めなければならない。

(1) 次に掲げる事項から成る戦略計画の要素の記述

(A) 次に掲げる地域経済状況の分析

(i) 既存及び新興の需要のある産業部門及び職業

(ii) 当該産業部門及び職業における雇用主が必要とする雇用の要件

(B) 地区における需要のある産業部門及び職業における雇用要件を含む雇用主の雇用の要件を満たす知識及び技能の分析

(C) 現在の雇用（及び失業）の労働力のデータ、労働市場の動向の情報並びに地区における雇用に対して障壁を抱えた個人を含む労働力の教育及び技能水準を含む地区における労働力の分析

(D) 地区における労働者の教育及び技能の要件並びに雇用主の雇用の要件に対処するための労働力開発活動（教育訓練を含む。）の分析。[その分析には、] 当該サービスの長所と短所の分析及び当該サービス提供の能力の分析を含む。

(E) 教育を受け熟練した労働力（若年者及び雇用に対して障壁を抱えた個人を含む。）の養成をするための地域委員会の戦略的なビジョン及び目標。[その目標には、] 地区の経済成長及び経済自立を支援するため、この編の第 3141 条第 (b) 項第 (2) 号 (A) で規定された、業績の第一の指標に基づく業績責任評価に関連した目標を含む。

(F) (A) から (D) で規定された分析を考慮して、コアプログラムを実施する団体と協働し、地域で利用可能な資源を調整し、(E) で規定された戦略的ビジョン及び目標に到達するための戦略

(2) 労働力開発制度に含まれるプログラムを特定する当該制度の規定、並びに地域委員会が、コアプログラム及びサービスを提供するための調整を支援する、他の労働力開発プログラムを実施する団体といかに協働するかの規定。[プログラムには、] この編の第 3112 条第 (b) 項第 (1) 号 (E) に基づく州計画において特定された戦略を支援する、2006 年カール・D. パーキンス職業及び技術教育法⁽³⁷⁾(合衆国法典第 20 編第 2301 条以下) に基づき授權された研究のプログラムを含む。

(3) 地域委員会が、コアプログラムを実施する団体と協働して、適格な個人、特に雇用に対して障壁を持つ適格な個人に対して、雇用、訓練、教育及び支援的サービスへのアクセスをいかに拡大させていくかの記述。[その記述には、] 地域委員会が、必要に応じて、コアプログラムの中で、キャリア・パスウェイ及び共同登録の開発をいかに促進させ、中等教育修了後の認定資格（産業部門認定の証明書又は、移行可能で蓄

(37) 2006 年カール・D. パーキンス職業及び技術教育法 (Carl D. Perkins Career and Technical Education Improvement Act of 2006, P.L.109-270) は、2006 年 8 月 12 日に制定された。同法は、各地の職業・技術教育機関に対して補助金の支出等を規定している。

積可能な認定を含む。)につなげる活動へのアクセスを改善させるかを含む。

- (4) 次に掲げる、地域において用いられる戦略及びサービスの記述
- (A) 次に掲げる目的のための〔戦略及びサービスの記述〕
- (i) 労働力開発プログラムにおける、小規模〔企業〕の雇用主並びに需要のある産業部門及び職業における雇用主を含む雇用主の関与の促進
 - (ii) 地域の企業の需要を満たす地域の労働力開発制度の支援
 - (iii) 労働力開発プログラムと経済開発とのより良い調整
 - (iv) 総合窓口提供制度及び失業保険プログラムとの間の関係の強化
- (B) 第(1)号(F)で規定されている戦略を支援するために、現職労働者訓練プログラム、職場内訓練⁽³⁸⁾プログラム、個別対応の訓練プログラム、産業及び部門の戦略、キャリア・パスウェイ構想、効果的な企業の仲介者の活用、並びに雇用主の需要を満たすように計画された対応した地区におけるその他の企業サービス及び戦略等の構想を含むことができる。
- (5) 地域委員会が地域で実施されている労働力投資活動を、地域（又は計画地区）が所在する地区における経済開発活動といかに連携させているか、及び起業技能訓練及び小規模企業サービスをいかに推進しているかの記述
- (6) 次に掲げる事項を含む、地域における総合窓口提供制度の記述
- (A) 地域委員会が当該制度を通じたサービスの適格な提供者の継続的な改善を確保し、当該提供者が地域の雇用主、労働者及び求職者の雇用の要件を満たすことをいかに確保するかの記述
- (B) 地域委員会が総合窓口提供制度を通じて提供されるサービスへのアクセスをいかに促進させるかの記述。〔そのアクセスには〕技術及び他の手段を通じた遠隔地〔からのアクセス〕を含む。
- (C)～(D) (略)
- (7) 地域における成人及び非自発的離職者の雇用・訓練活動の種類と利用可能性の記述及び査定
- (8) この編の第3174条第(a)項第(2)号(A)で規定されている州全域の迅速対応活動と地域で実施される労働力投資活動とをいかに連携させるかの記述
- (9) 地域における、障害のある若年者のための活動、その他の若年労働力投資活動の種類と利用可能性の記述及び査定。その記述及び査定には、当該若年労働力投資活動の成功モデルの特定を含まなければならない。
- (10) 戦略を連携させ、サービスを発展させ、サービスの重複を避けるために、地域委員会が地域において実施される教育及び労働力投資活動並びに関連する中等教育及び中等教育修了後の教育プログラムをいかに連携させるかの記述
- (11) 地域においてこの節に基づき実施される労働力投資活動を、地域委員会が、公共交通を含む交通の提供とその他地域における支援的活動とをいかに連携させるかの記述
- (12) サービス提供を改善させ、サービスの重複を避けるために、ワグナー・ペイザー法（合衆国法典第29編第49条以下）に基づき州の雇用サービスにより提供されるサー

(38) 「職場内訓練」とは、雇用主により実施される、十分な仕事の成果が発揮できるだけの知識又は技能を得るために生産的な仕事に従事している間、賃金が支給される訓練を意味し、参加者の賃金の50パーセントまでが雇用主に償還される。なお、第3174条第(c)項第(3)号(H)において、知事の承認により75パーセントまで償還されることが規定されている（第3102条第44号）。

ビスと総合窓口提供制度を通じて地域で提供されるサービスとの協働を最大化するための計画、戦略及び保証の記述

(13)～(14) (略)

(15) 公選された首長又は知事によりこの編の第 3122 条第 (d) 項第 (12) 号 (B)(i) に基づき決定された、この編の第 3122 条第 (d) 項第 (12) 号 (B)(i)(III) に規定された補助金の支払に対して責任を持つ団体の認定

(16) この節に基づき実施される活動に対する、地域における下位補助金 [subgrants] の授与及び契約に用いられる競争的手順の記述

(17) 知事及び公選された首長との間で協議された、この編の第 3141 条第 (c) 項に従った地域の業績の水準の記述。[この業績の水準は、] 地域の業績評価のため、並びに地域委員会による地域財政機関（該当する場合は）、第 B 款に基づく適格な提供者及び総合窓口提供の評価のために使用される。

(18) この編の第 3111 条第 (d) 項第 (6) 号に従って州委員会により策定された要素と整合性を保ち、優れた業績を示す委員会となる行動又は [かかる委員会] であることを目指して地域委員会がとる行動の記述

(19) 第 B 款第 3 目に基づく訓練サービスがこの編の第 3174 条第 (c) 項第 (3) 号 (G) に従っていかに提供されるかの記述。[その訓練サービスには]、訓練サービスのために契約が用いられる場合に、当該契約の運用がこの節に基づく個人訓練勘定⁽³⁹⁾ [individual training accounts] といかに連携されるか、及び地域委員会が、訓練プログラムの選択において、訓練サービスの提供方法にかかわらず情報に基づく消費者選択をいかに確保するかを含む。

(20) 第 (d) 項と整合性を保ち、地域委員会が運用する意見公募の機会を提供する手順の記述。[意見は、] 企業の代表者の意見、労働組合の代表者の意見を含み、地域計画の提出に先立ち当該計画策定のインプットとなる。

(21) 総合窓口センターが、この法律に基づき実施されるプログラム及び総合窓口パートナーにより実施されるプログラムに対する案件管理システム並びに統一化され、技術により可能となる [情報の] 取り込みをいかに実施し移行させていくかの記述

(22) その他知事が必要とする情報

(c) 既存の分析

第 (b) 項第 (1) 号の分析に関する要件を実施するために、地域は必要に応じて既存の分析を用いることができる。

(d) 手順

地域委員会は、この条に基づき地域計画の提出日に先立ち次の事項を実施しなければならない。

(1) 提案された地域計画の複製を、電子的 [手段] 又は公聴会、地域ニュース媒体等その他の手段を通じて一般公衆に利用可能とすること。

(2) 提案された地域計画が利用可能になった日を起点として少なくとも 30 日の期間の最後まで、企業の代表者、労働組合の代表者及び教育の代表者を含む一般公衆が、提

(39) 「個人訓練勘定」とは、WIA 法で導入された制度で、雇用訓練が必要な個人に対して付与されるバウチャー（引換券）である。参加者は、提供されるプログラムの中から個人に合ったサービスを選択し、バウチャーを用いて支払を行う。

案された地域計画への意見を地域委員会に提出することを許可すること。

- (3) この条に基づき知事に提出する地域計画と共に計画に対する不同意を表明した意見を含めること。

(e) 計画の提出及び承認

この条に基づき知事に対して提出された地域計画（地域計画の修正版を含む。）は、知事が計画（地域計画の修正版を含む。）を受領した日を起点として 90 日経過後に知事によって承認されたとみなされる。ただし、90 日の間に知事が次の各号のいずれかの書面による決定をした場合はその限りではない。

- (1) この編の第 3244 条⁽⁴⁰⁾に基づき実施される審査を通じて、この款又は第 B 款に基づき実施される活動の不備が特定され、あるいは、地域が、不備に対処する修正評価の実施時に基準を満たす成長をしていない場合
- (2) 当該計画がこの法律の適用規定に適合しない場合
- (3) 当該計画が州計画に適合しない場合。[それには] この編の第 3112 条第 (b) 項第 (1) 号 (E) に従った州計画において特定された戦略を支援するコアプログラムを調整して提供することに失敗した場合を含む。

第 3 目 委員会に関する規定

第 3131 条 州及び地域委員会の資金 （略）

第 4 目 業績の説明責任

第 3141 条 業績説明制度 （略）

第 B 款 労働力投資活動及び提供者

「長官」の定義

この款では、長官は、労働長官を意味する。この編の第 3151 条第 (b) 項第 (1) 号 (C)(ii)(II) を参照。

第 1 目 労働力投資活動及び提供者

第 3151 条 総合窓口提供制度の設立 （抄）

(a) 総則

地域の地域委員会は、公選された首長との合意を得て、承認された州計画と整合性を保ち、次号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 総合窓口パートナーと、第 (c) 項に規定された了解覚書を策定し締結すること。
- (2) 第 (d) 項に基づき総合窓口運営者を指名又は認証すること。
- (3) 地域の総合窓口提供制度に関して監督を実施すること。

(40) 第 3244 条は、州の財政管理の手順を定めている。

(b) 総合窓口パートナー

(1) 必要とされるパートナー

(A) 総合窓口パートナーの役割及び責任

地域において (B) に規定されたプログラム又は活動を実施する各団体は、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (i) 総合窓口提供制度を用いて、当該団体により実施されているプログラム又は活動へのアクセスの提供。[プログラム又は活動には、]（他の適切な場所に加えて）総合窓口センターにおいて利用可能なプログラム又は活動に適用できる第 3174 条第 (c) 項第 (2) 号に規定されたキャリア・サービスの実施を含む。
- (ii) 総合窓口提供制度を維持するための、第 (h) 項に従った総合窓口センターの基盤費用の支払を含むプログラム及び活動を可能にする資金の一部の使用
- (iii) 第 (c) 項の要件を満たす総合窓口制度の運営に関する地域委員会との了解覚書の締結
- (iv) 了解覚書の条件、この節の要件、当該プログラム及び活動を授権する連邦法の要件と整合性を保つ総合窓口制度の運営への参画
- (v) 第 3111 条で規定された範囲内での州委員会への代表者の提供

(B) プログラム及び活動

(A) で言及されているプログラム及び活動は次に掲げる事項で構成される。

- (i) この節で授権されたプログラム
- (ii) ワグナー・ペイザー法（合衆国法典第 29 編第 49 条以下）で授権されたプログラム
- (iii) 第 II 節に基づく成人教育及びリテラシー活動
- (iv) 1973 年リハビリテーション法（合衆国法典第 29 編第 720 条以下）（当該法の第 112 条又は第 I 編第 C 款（合衆国法典第 29 編第 732、741 条）は除く。）の第 I 編に基づき授権されたプログラム
- (v) 1965 年高齢アメリカ人法⁽⁴¹⁾（合衆国法典第 42 編第 3056 条以下）の第 V 編に基づき授権された活動
- (vi) 2006 年カール・D. パーキンス職業及び技術教育法（合衆国法典第 20 編第 2301 条以下）に基づき授権された中等教育修了レベルの職業・技術教育プログラム
- (vii) 1974 年貿易法第 II 編第 2 章⁽⁴²⁾（合衆国法典第 19 編第 2271 条以下）に基づき授権された活動
- (viii) [合衆国法典] 第 38 編第 41 章⁽⁴³⁾に基づき授権された活動
- (ix) コミュニティサービスに対する包括的補助金法⁽⁴⁴⁾（合衆国法典第 42 編第 9901 条以下）に基づき実施される雇用・訓練活動
- (x) 住宅都市開発省により実施される雇用・訓練活動⁽⁴⁵⁾

(41) 1965 年高齢アメリカ人法 (Older American Act of 1965, P.L.89-73) は、1965 年 7 月 14 日に制定された。同法は、高齢者に対する最初の包括的な支援法である。第 5 章では、雇用のための訓練プログラムについて規定している。

(42) 1974 年貿易法 (Trade Act of 1974, P.L.93-618) は、1975 年 1 月 2 日に制定された。同法は、輸入増加又は製造現場の海外への移転等の影響で失業した労働者への支援プログラムである、貿易調整支援を規定している。

(43) 合衆国法典第 38 編第 41 章では退役軍人に対する就職支援プログラムを規定している。

(44) コミュニティサービスに対する包括的補助金法 (Community Services Block Grant Act, P.L.97-35) は 1981 年 8 月 3 日に制定された。同法は、貧困地域に対する補助金プログラムを規定している。

(xi) (対応する連邦法に従い [制定された]) 州の失業保険法に基づき授権されたプログラム⁽⁴⁶⁾

(xii) [合衆国法典] 第 42 編第 17532 条⁽⁴⁷⁾に基づき授権されたプログラム

(xiii) 社会保障法第 IV 編第 A 款 (合衆国法典第 42 編第 601 条以下)⁽⁴⁸⁾に基づき授権されたプログラム、C に従うものとする。

(C) 知事による決定

(i) 総則

(B)(xiii) において言及されたプログラムを実施する団体は、知事が (ii) に規定した通知を発出しない限りは、この法律又はこの法律には含まれない他のコアプログラムの規定の目的に鑑み、地域の総合窓口パートナーに必須のパートナーとして含められなければならない。

(ii) (i) で言及された通知は次に掲げる通知である。

(I) 知事により作成された当該団体は (i) に規定された総合窓口パートナーに含まれないという書面による通知

(II) 労働長官 (この款及び第 C 款から第 E 款まで、「長官」として言及される。) 及び保険福祉長官に提出される [通知]

(2) (略)

(c) 了解覚書

(1) 策定

地域委員会は、公選された首長の合意を得て、地域における総合窓口提供制度の運営に関して、第 (2) 号と整合性を保つ (地域委員会及び総合窓口パートナーとの間の) 了解覚書を策定し締結しなければならない。

(2) 内容

各了解覚書は次に掲げる内容を含まなければならない。

(A) 規定の記述

(i) この条の要件と整合性を保つ総合窓口提供制度を通じて調整され提供されるサービスの方法を含む、当該制度を通じて提供されるサービス

(ii) 次に掲げる事項を含む、当該サービスの費用及び当該制度の運営費用がいかに提供されるか [の記述]

(I) 現金及び現物出資 (公正に評価された) による提供。その出資には、進行中の総合窓口提供制度の運営に対して、安定して公平な資金の流れを供給するために、慈善団体若しくは他の民間団体又はその他財政的選択肢からの資金を含むことができる。

(45) 住宅都市開発省 (Department of Housing and Urban Development) では、コミュニティ開発包括補助金 (Community Development Block Grant) 制度により、低・中所得者層への便益のために資金を提供している。岡田徹太郎「第 6 章 アメリカ住宅政策と低所得層への住宅保障」渋谷博史、チャールズ・ウェザーズ編『アメリカの貧困と福祉』(アメリカの財政と福祉国家 4) 日本経済評論社, 2006, pp.206-209.

(46) アメリカにおける失業保険制度は、連邦失業税法 (Federal Unemployment Tax Act, 合衆国法典第 26 編第 3301 条以下) の下で、各州が一定の要件に基づいて独自のプログラムを運営している。厚生労働省編 前掲注 (7), pp.85-86.

(47) 合衆国法典第 42 編第 17532 条では、前科のある者に対してカウンセリング、職業訓練等のプログラムを提供することを規定している。

(48) 社会保障法第 IV 編第 A 款では、貧困家庭一時扶養 (Temporary Assistance for Needy Families: TANF) を規定している。TANF は、主に児童や妊婦がいる貧困家庭に対して、就業又は就職活動をすることを条件に支給される。

- (II) 第 (h) 項に従った総合窓口センターの基盤費用 [infrastructure cost] の提供
- (iii) 適切なサービス及び活動のための総合窓口運営者及び総合窓口パートナーの間の個人の照会の方法
- (iv) 必要で適切なサービスへのアクセスの提供が労働者、若年者、障害のある個人を含む雇用に対して障壁を抱えた個人の要件に対処していることを確保する方法。[そのアクセスには] 総合窓口提供制度を通じて可能となる技術及び物品へのアクセスを含む。
- (v) 了解覚書の期間及び覚書の期間中の覚書の修正の手続、並びに適切な資金調達及びサービスの提供を確保するため、当該覚書が少なくとも 3 年ごとに 1 回評価されることの保証
- (B) この節における要件と整合性を保ち、その他当事者間が適切であると決定した合意の規定
- (d) 総合窓口運営者
 - (1) 地域の指名及び認証

第 (2) 号及び第 (3) 号と整合性を保ち、地域委員会は、公選された首長の合意を得て総合窓口運営者を指名又は認証し、及び当該運営者の適格性を理由として終了させる権限を持つ。
 - (2) 適格性

第 (e) 項に言及された総合窓口センターを運営するための、この款に基づき利用可能となる資金を受領する上で適格となるため、団体（団体の連合体を含む。）は、次の要件を満たさなければならない。

 - (A) 競争的な手順を通じて総合窓口運営者として指名又は認証されること。
 - (B) その地域に所在し、有効性が証明された団体（公的、私的又は非営利）又は団体の連合体（第 (b) 項第 (1) 号に規定された、少なくとも 3 又はそれ以上の総合窓口パートナーを含む団体の連合体）であり、次に掲げる [団体] を含むことができる。
 - (i) 高等教育機関
 - (ii) ワグナー・ペイザー法（合衆国法典第 29 編第 49 条以下）に基づき設立された州の雇用サービス機関
 - (iii) 地域社会に基礎を置いた組織、非営利団体又は仲介者
 - (iv) 民間の営利団体
 - (v) 政府機関
 - (vi) 地域の商工会議所、その他企業組織又は労働組合を含むその他の関係する組織又は団体
 - (3) 例外

小学校及び中学校は、総合窓口運営者として指名又は認証を受ける上で適格となることはできない。ただし、非伝統的な公共中等学校及び地域の職業・技術教育学校は総合窓口運営者として指名又は認証する上で適格となることができる。
 - (4) 追加要件

州及び地域委員会は、この節に基づく活動の実施に当たって、次に掲げる事項 [の実施] を確保しなければならない。総合窓口運営者は、[次の事項を実施しなければならない。]

- (A) 運営者と特定の訓練サービス提供者又はその他サービス提供者との間に起こり得る潜在的な利害の衝突を明らかにすること。
- (B) 雇用、訓練及び教育の集中サービスのような長い期間がかかるサービスを必要とする、就職に障壁を抱えた個人へのサービス提供を阻害するような運用をしないこと。
- (C) 利益の算出及び運用に関して、連邦の規則及び調達方針に従うこと。

(e) 総合窓口提供制度の設立

(1) 総則

州の各地域に、この編の第 3172 条第 (b) 項⁽⁴⁹⁾に基づき割当てを受ける総合窓口提供制度を設立し、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (A) この編の第 3174 条第 (c) 項第 (2) 号に規定されているキャリア・サービスの提供
- (B) この編の第 3174 条第 (c) 項第 (3) 号に規定されている訓練サービスへのアクセスの提供。[そのアクセスには、] この編の第 3174 条第 (c) 項第 (3) 号 (G) に従い、参加者への訓練サービスのアクセスポイントとして供することを含む。
- (C) 該当する場合には、この編の第 3174 条第 (d) 項に基づき実施される雇用・訓練活動へのアクセスの提供
- (D) 第 (b) 項に規定されている総合窓口パートナーにより実施されるプログラム及び活動へのアクセスの提供
- (E) ワグナー・ペイザー法の第 15 条第 (a) 項⁽⁵⁰⁾(合衆国法典第 29 編第 491-2 条第 (a) 項) に規定されているデータ、情報及び分析並びにワグナー・ペイザー法(合衆国法典第 29 編第 49 条以下)で授權されている全ての職業検索、職業紹介、求人その他職業紹介サービスへのアクセスの提供

(2) 総合窓口提供

総合窓口提供制度は、[(A) 及び該当する場合には (D) を実施しなければならず、(B) 及び (C) を実施することができる。]

- (A) 少なくとも、第 (1) 号で規定されたプログラム、サービス及び活動のそれぞれを、州の各地域において少なくとも 1 以上の物理的なセンターで利用できるようにすること。
- (B) 第 (1) 号で規定されたプログラム、サービス及び活動を次のような形で利用可能とすること。
 - (i) 個人に対する 1 又はそれ以上のプログラム、サービス及び活動を提供する提携サイトのネットワークを通じて行うこと。
 - (ii) 次に掲げる要領に従い、適格な総合窓口パートナーのネットワークを通じて行うこと。
 - (I) それぞれのパートナーは、当該個人に対して、1 又はそれ以上のプログラム、サービス及び活動を提供し、物理的な場所又は電子的若しくは技術的に連携したアクセスポイントで構成された提携サイトを利用可能とさせること。
 - (II) [それぞれのパートナーは、] 個人が最初に州におけるどの労働力開発制度

(49) 第 3172 条は、成人及び非自発的離職者への雇用・訓練活動への割当てを規定しており、第 (b) 項は、連邦から州の間の割当てについて定めている。

(50) ワグナー・ペイザー法第 15 条第 (a) 項は、全国的な労働力及び労働市場の情報システムの内容を定めている。

に参加したかにかかわらず、第 (1) 号で規定されたアクセスポイントを通じて利用可能な情報を含むキャリア・サービスの利用可能性に関する情報を個人に対して利用可能とすることを保証すること。

(C) 非自発的離職者⁽⁵¹⁾[dislocated worker]、若年者又は要となる産業部門若しくは〔産業〕集積等の特別の要件に対処する特定のセンターを設けること。

(D) 適用でき、かつ実行できる場合は、プログラム、サービス及び活動が、総合窓口パートナーサービスの提供において効率性、連携及び質を改善するように電子的な手段で、個人に対して利用可能とすること。

(3) ワグナー・ペイザーサービスの併置

ワグナー・ペイザー法の第 3 条第 (d) 項⁽⁵²⁾(合衆国法典第 29 編第 49b 条第 (d) 項)と整合性を保ち、サービス提供の改善を図り、サービスの重複を避け、十分なサービスを受けられない地域においてサービスへのアクセスを確保する職員の配置を含むサービスの連携を強化するために、各州の雇用サービス事務所はこの節に基づき設立される総合窓口センターに併置されなければならない。

(4) 共通の総合窓口提供制度の識別子の使用

州又は地域で策定した識別子の使用に加え、各総合窓口提供制度は、製品、プログラム、活動、サービス、設備及び関連財産及び物品の特定のために、共通の総合窓口提供制度の識別子を含めなければならない。識別子は、2014 年 7 月 22 日以後、2 回目の通年のプログラム年の開始までに、他の適切な省及び機関、並びに州委員会、地域委員会その他総合窓口提供制度の利害関係者の代表との協議により、長官により策定されなければならない。当該共通識別子は、ロゴ、句 [phrase]、又は総合窓口提供制度の利用者に成果物、プログラム、活動、サービス、設備、財産又は物品が当該システムを通じて提供されることを知らせる識別子で構成される。この節のいかなるものも、パートナー、州、地域が追加の識別子を持つことを禁止すると解釈してはならない。

(f)～(i) (略)

第 3152 条 訓練サービスの適格な提供者の認定 (略)

第 3153 条 若年労働力投資活動の適格な提供者 (略)

第 2 目 若年労働力投資活動

第 3161 条 一般的授権 (略)

第 3162 条 州への割当て (略)

第 3163 条 州内の配分 (略)

第 3164 条 若年労働力投資活動のための資金の使用 (抄)

(a) 参加する若年者の適格性

(1) 適格性

(51) 「非自発的離職者」とは、解雇若しくは一時解雇された若しくはその予告を受けた者、失業補償を受ける資格がある若しくは期間が終了した者、以前の産業又は職業に戻る見込みがない者、自営（農業、牧場、漁業を含む）であったが、住居する地域の経済状況（自然災害を含む。）により失業状態にある者又は専業主婦等を意味する（第 3102 条第 15 号）。

(52) ワグナー・ペイザー法第 3 条第 (d) 項は、WIOA 法により追加された項であり、ワグナー・ペイザー法で定めている雇用サービス事務所を WIOA 法の定める総合窓口センターに併置することを規定している。

(A) 総則

いずれのプログラム年においても、この節に基づき実施される活動に参加するには、個人は、適格性を判断する時点で、[次に掲げる] 学校に属さない若年者又は学校に属する若年者でなければならない。

(B) 学校に属さない若年者

この節において、「学校に属さない若年者」とは次に掲げる個人をいう。

- (i) (州法に基づき定められた) いずれの学校にも通っていない [者]
- (ii) 16 歳以上、24 歳以下 [の者]
- (iii) 次に掲げる 1 又はそれ以上 [に該当する者]
 - (I) 学校の中退者
 - (II) 義務教育に通う年齢であり、最近の学年歴のうち少なくとも四分の一の期間学校に通っていない若年者
 - (III) 低収入の個人で、中等教育の卒業証書又は同等の資格を持ち、次に掲げるいずれかに該当する者
 - (aa) 基礎的な技能が不足している者
 - (bb) 英語の学習中である者
 - (IV) 少年又は若年司法制度の対象となる者
 - (V) ホームレスの個人⁽⁵³⁾(合衆国法典第 42 編第 14043e-2 条第 (6) 号において定義される)、ホームレスの子ども若しくは若年者⁽⁵⁴⁾(合衆国法典第 42 編第 11434a 条第 (2) 号において定義される)、家出人、児童養護制度の対象である若しくは児童養護制度の対象年を超えた年齢の者、合衆国法典第 42 条第 677 条に基づく援助を受ける資格のある子ども又は家庭外での保護を受けている者
 - (VI) 妊娠中又は育児中の個人
 - (VII) 障害のある若年者
 - (VIII) 低収入の個人であり、教育プログラムへの入学若しくは修了のため、又は雇用を確保する若しくは維持するために追加の支援が必要な者

(C) 在学中の若年者

この条において、「在学中の若年者」とは次に掲げる個人をいう。

- (i) (州法に定義された) 学校に通学している者
- (ii) 14 歳以上 21 歳以下の者 (州法に基づく学校に通学している障害のある個人を除く)
- (iii) 低収入の個人
- (iv) 次に掲げる 1 又はそれ以上 [に該当する者]
 - (I) 基礎的な技能が不足している者
 - (II) 英語の学習中である者

(53) 「ホームレスの個人」とは、合衆国法典第 42 編第 14043e-2 条第 (6) 号により、「固定した適切な夜間の住まいがない者で、経済的困窮等により他の者と住居を共有する者、他の選択肢がないため、ホテル、トレーラー・パーク等に居住する者、緊急シェルターに居住する者又は人間の住まいとしては通常使用されない場所に居住する者等を含む。」と定義されている。

(54) 「ホームレスの子ども若しくは若年者」とは、合衆国法典第 42 編第 11434a 条第 (2) 号により、「固定した適切な夜間の住まいがない子ども又は若年者で、経済的困窮等により他の者と住居を共有する者、他の選択肢がないため、ホテル、トレーラー・パーク等に居住する者、緊急シェルターに居住する者、車、公園若しくは公用地、駅等に居住する者又は季節労働者の子ども等を含む。」と定義されている。

- (III) 犯罪者
- (IV) ホームレスの個人（合衆国法典第 42 編第 14043e-2 条第 (6) 号において定義される）、ホームレスの子ども若しくは若年者（合衆国法典第 42 編第 11434a 条第 (2) 号において定義される）、家出人、児童養護制度の対象である若しくは児童養護制度の対象年を超えた年齢の者、合衆国法典第 42 条第 677 条に基づく援助を受ける資格のある子ども又は家庭外での保護を受けている者
- (V) 妊婦又は育児中の者
- (VI) 障害のある若年者
- (VII) 教育プログラムの修了のため、又は雇用を確保する若しくは維持するために追加の支援が必要な個人

(2) 特別なルール

この節の目的に鑑み、個人に関して「低収入」とは、貧困率の高い地区に住む若年者を含む。

(3) (略)

(4) 学校に属さない者の優先

(A) 総則

いずれのプログラム年においても、この編の第 3162 条第 (b) 項第 (1) 号 (C)⁽⁵⁵⁾ に基づき割り当てられ、この編の第 3163 条第 (a) 項⁽⁵⁶⁾ に基づき留保され、かつ第 (b) 項に基づき州全域の活動に対し利用可能な資金の少なくとも 75 パーセント、並びに第 (c) 項に基づき地域で利用可能な資金の少なくとも 75 パーセントは、学校に属さない若年者に対する労働力投資活動に使用しなければならない。

(B) (略)

(5) 就学義務との一貫性

州における就学義務に関する法律に基づいて、通学することが求められる個人に対してこの条に基づく支援を提供する場合には、当該支援を提供する優先順位は、定期的に通学している個人に与えられる。

(b) 州全域の活動

(1) 必要とされる州全域の若年者活動

この編の第 3163 条第 (a) 項及び第 3173 条第 (a) 項第 (1) 号⁽⁵⁷⁾ に規定された、知事によって留保された資金は、その資金が州全域の活動に対して、この編の第 3162 条第 (b) 項第 (1) 号 (C) 又はこの編の第 3172 条第 (b) 項の第 (1) 号 (B) 若しくは第 (2) 号 (B)⁽⁵⁸⁾ に基づいて割り当てられたかを問わず、次に掲げる事項を含む活動に使用されなければならない。

(A) 長官により実施されるこの編の第 3224 条第 (a) 項に基づく評価と連携した、こ

(55) 第 3162 条は、若年労働力投資活動の割当てを規定し、第 (b) 項第 (1) 号 (C) は州に対する割当てを定めている。

(56) 第 3163 条第 (a) 項は、州に割り当てられた若年労働力投資活動の資金のうち 15 パーセントまでを、州全域の若年労働力投資活動並びに成人及び非自発的離職者の雇用・訓練活動に使用できることを規定している。

(57) 第 3173 条は、州に割り当てられた成人及び非自発的離職者の雇用・訓練活動の資金について規定しており、第 (a) 項第 (1) 号は、知事の留保について第 3163 条第 (a) 項と同様に規定し、第 (a) 項第 (2) 号は、州の非自発的離職者のために割り当てられた資金（第 3172 条第 (b) 項第 (2) 号 (B)）の最大 25 パーセントまでを、州全域の迅速対応活動（第 3174 条第 (a) 項第 (2) 号 (A)）に使用できることを規定している。

(58) 第 3172 条第 (b) 項の第 (1) 号 (B) は成人に対する、第 (2) 号 (B) は非自発的離職者に対する雇用・訓練活動の州への割当てである。

の目及び第 3 目に基づき授権された活動に対する、この編の第 3141 条第 (e) 項⁽⁵⁹⁾に基づく継続的な評価を実施すること。

- (B) この編の第 3153 条に基づいて決定された若年労働力投資活動の適格な提供者のリストを普及させること。
- (C) この節に基づき実施される活動の地域における連携について、地域に対してこの編の第 3121 条の第 (b) 項第 (7) 号及び第 (c) 項第 (2) 号で規定された支援を提供すること。
- (D) この編の第 3141 条第 (i) 項に基づく財政及び管理責任情報システム⁽⁶⁰⁾を運営すること。
- (E) この目及び第 3 目に基づき実施される活動の監視及び監督を実施すること。[その監督には、] 男性又は女性の若年者に提供されるサービスの比較評価を含むことができる。
- (F) 適格な若年者が集中的に居住する地域に対する追加支援を行うこと。

(2) 許容される州全域の若年者活動

この編の第 3163 条第 (a) 項及び第 3173 条第 (a) 項第 (1) 号に規定された、知事によって留保された資金は、その資金が州全域の活動に対して、この編の第 3162 条第 (b) 項第 (1) 号 (C) 又はこの編の第 3172 条第 (b) 項の第 (1) 号 (B) 若しくは第 (2) 号 (B) に基づいて割り当てられたかを問わず、次に掲げる事項を含む活動に使用することができる。

(A) 次に掲げる事項の実施

- (i) 適格な若年者の教育及び雇用の要件に関連した調査
- (ii) 適格な若年者の教育及び雇用の要件に関連した実証プロジェクト

(B) 適格な若年者が取り得る選択肢を増やし、当該若年者が中等教育に再入学し修了すること、中等教育修了後の教育及び高度な訓練に入学すること及びキャリア・パスウェイを通じて前進することを奨励し、経済的自立に導く補助金の対象ではない雇用に就かせる、選択肢のある証拠に基づいたプログラム及びその他の活動の開発の支援

(C) 州における総合窓口提供サービスにおける、この編の第 3174 条第 (c) 項第 (2) 号に規定されたキャリア・サービスの提供の支援

(D) 次に掲げる事項を含む金融リテラシー獲得の支援

- (i) 参加者が、家計の創設 [create household budgets]、貯蓄計画の開始、及び教育、退職、家の所有、蓄財法又はその他貯蓄目標に関する情報に基づいた金銭上の決定ができること。
- (ii) 消費、信用取引及びクレジットカードを含む借金を効果的に管理できること。
- (iii)～(v) (略)

(E) 必要に応じて、地域において、地域委員会、公選された首長、総合窓口運営者、総合窓口パートナー及び適格な提供者に対する技術的な支援を提供すること。その技術的な支援には、職員の [人材] 開発及び訓練、模範的なプログラム活動の開発、この編の第 3141 条第 (c) 項で規定された地域における業績責任評価を満た

(59) 第 3141 条第 (e) 項は、州の各プログラムに対する評価に関する規定である。

(60) 第 3141 条第 (i) 項において、知事は、州委員会、コアプログラムの運営機関、地域委員会及び公選された首長と連携して、資金の使用状況の報告及び監視のための財政及び管理責任情報システムを開発し、運営することが規定されている。

さない地域への技術的援助、及び州における総合窓口提供制度を通じて提供されるサービスへの遠隔地からのアクセスを促進させる技術の提供を含む。

(3) 制限

この編の第 3162 条第 (b) 項第 (1) 号 (C) に基づき州に割り当てられた資金のうち、最大 5 パーセントまでを、この項又はこの編の第 3174 条第 (a) 項に基づき実施される州による行政的活動に使用しなければならない。

(c) 地域の要素及び要件

(1) プログラム計画

この編の第 3163 条第 (b) 項に基づき、適格な若年者のために地域に割り当てられた資金は、次に掲げる若年者のためのプログラムの実施のために使用されなければならない。

(A) 学業水準、技能水準の客観的査定及び各参加者が必要とするサービスを提供すること。その査定には参加者にとって適切なサービス及びキャリア・パスウェイを特定する目的で、基礎的な技能、職業的な技能、これまでの労働体験、雇用可能性、興味、適性（非伝統的⁽⁶¹⁾な仕事に対する興味、適性も含む）、支援的サービスの必要性、当該参加者の発達上の必要を含む。ただし、当該プログラムを実施する提供者が、他の教育又は訓練プログラムに従い実施した参加者に対する最近の査定を使用することが適切であると判断した場合には、参加者に対する新たな査定を要しない。

(B) この編の第 3141 条第 (b) 項第 (2) 号 (A)(ii) に規定された業績の指標の 1 又はそれ以上に直接関係する各参加者のサービス戦略の策定。そのサービス戦略では、教育及び雇用の目標を含めたキャリア・パスウェイ（適切な状況では、非伝統的雇用を含む）の特定、目標への適切な到達、(A) に従って実施された査定を考慮に入れた適切なサービスを特定しなければならない。ただし、当該プログラムを実施する提供者が、他の教育又は訓練プログラムに基づき参加者のために策定した最近のサービス戦略を使用することが適切であると判断した場合には、参加者への新しいサービス戦略〔の策定〕を要しない。

(C) 次に掲げる事項を提供する。

- (i) 中等教育卒業資格又は同等の資格及び中等教育卒業後の認定資格につながる活動
- (ii) 中等教育修了後の教育の準備及び訓練の機会
- (iii) 学力指導（〔合衆国法典〕第 20 編第 6311 条第 (b) 項第 (1) 号に基づく高度な州の学力標準に基づく）⁽⁶²⁾ 及び中等教育修了後の認定資格の取得につながる職業的教育の強い連係
- (iv) 適切な場合には、補助金の対象ではない雇用機会の準備
- (v) 小規模〔企業〕の雇用主を含む地域の労働市場で需要のある産業部門及び職業の雇用主との効果的な連係

(D) 地域委員会の裁量による第 (2) 号で規定された要素に対する成果主義契約⁽⁶³⁾〔Pay-for-performance contract〕の実行に対しては、地域委員会はこの編の第 3163 条

(61) 「非伝統的な」仕事又は雇用とは、その職業に従事する男女の割合が著しくいずれかの性に偏っている（75% 以上）分野の職業をいい（第 3102 条第 37 号）、その性別の者にとっては、これまで伝統的にはその職業に就いてこなかったという意味で「非伝統的な」仕事である。

(62) 第 20 編第 6311 条では、各州は学力標準を定め、学力テストを実施することを定めている。

第 (b) 項に基づき地域に割り当てられた全ての資金の最大 10 パーセントまでを留保し、使用することができる。

(2) プログラム要素

参加者の中等教育卒業資格又は同程度の資格の取得、高等教育への入学及びキャリア準備を支援するために、第 (1) 号で規定されたプログラムは、次の要素を含まなければならない。

(A) 中等教育卒業資格、同程度の資格（障害のある個人に対する公認の出席認定書又は類似の記録を含む。）又は中等教育修了後の認定資格の要求の修了につながる個別指導、学習技能の訓練、指導並びに証拠に基づいた中退予防策及び復帰戦略

(B) 必要に応じて、代替の中等教育サービス又は中退者に対する復帰サービス

(C) 次に掲げるような学術的及び職業教育的要素を持つ有給又は無給の労働体験

(i) 夏季雇用機会及び学年歴を通じて可能な他の雇用機会

(ii) 徒弟プログラムの準備プログラム

(iii) 実習及び職業体験 [job shadowing]

(iv) 職場内訓練の機会

(D) 職業技術訓練。地域委員会が、その訓練がこの編の第 3153 条で規定された質の基準を満たすと判断した場合には、関係する地域における需要のある産業部門又は職業と調整した中等教育修了後の認定資格につながる訓練プログラムに対する優先順位の検討を含まなければならない。

(E) 労働力養成活動⁽⁶⁴⁾[workforce preparation activities] と同時にかつ同じ環境で提供される教育及び特定の職業又は職業集団に対する訓練

(F) リーダーシップ育成機会。必要に応じて、責任感その他肯定的な社会的・文化的行動を促す地域社会サービス、仲間が中心になる活動 [peer-centered activities] を含むことができる。

(G) 支援的サービス

(H) 参加中及びその後の期間における 12 か月以上にわたる成人の指導

(I) 必要に応じて、参加終了後 12 か月以内の事後サービス

(J) 包括的な助言及び相談。必要に応じて、薬物及びアルコール濫用の相談及び照会を含むことができる。

(K) 金融リテラシー教育

(L) 起業技能訓練

(M) キャリア意識、キャリア相談、キャリア探究サービスのよう、地域において需要のある産業部門又は職業に関する労働市場及び雇用の情報の提供サービス

(N) 若年者が中等教育修了後の教育訓練を準備し移行することを援助する活動

(3) 追加要件

(A) 情報及び紹介

各地域委員会は、各参加者に次に掲げる事項を提供することを保証しなければな

(63) 「成果主義契約」とは、成果が特定の水準に達した時に、契約時に取り決めた金額が支払われるような契約を意味する（第 3012 条第 47 号）。

(64) 「労働力養成活動」とは、第 3272 条第 17 号において、個人に対して中等教育以上の教育、訓練、雇用につながる基本的な学力、批判的思考、デジタルリテラシー、自己管理能力を総合して身に付けさせる活動又はサービスと定義される。

らない。

(i) 地域委員会又は他の適格な提供者若しくは総合窓口パートナーを通じて利用できる、適切又は妥当なサービスをそろえた情報、これらの提供者又は総合窓口提供者にはこの款に基づき資金を受けるものを含めることができる。

(ii) 参加者に対して連続して又は同時に提供する能力がある、適切な訓練及び教育プログラムの紹介

(B) 登録の要件を満たさない応募者

各若年労働力投資活動のプログラムの適格な提供者は、特定のプログラムの応募要件を満たさない又はサービスを受けられない適格な応募者に追加の査定を課し、及び必要な場合には応募者の基本的な技能及び訓練要件を満たすように、(A)に従った適切なプログラムを付すことを確保しなければならない。

(C) 設計及び実施の関与

地域委員会は、親、参加者及び若年者に対するプログラムに関係するその他の地域社会の構成員が、第(1)号で規定されたプログラムの設計及び実施に関わることを保証しなければならない。

(4) 優先

第(1)号に規定された地域に割り当てられた資金のうち少なくとも20パーセントは、在学中の若年者及び学校に属さない若年者に対する第(2)号(C)に基づいた活動の提供に使用されなければならない。

(5) 解釈のルール

この節のいかなるものも第(2)号のサブパラグラフに規定されている各要素が、全ての若年者サービスの提供者により提供されることが要求されると解釈してはならない。

(6)～(8) (略)

第3目 成人及び非自発的離職者の雇用・訓練活動

第3171条 一般的授權 (略)

第3172条 州への割当て (略)

第3173条 州内の配分 (略)

第3174条 雇用・訓練活動への資金の使用 (抄)

(a) 州全域の雇用・訓練活動

(1) 総則

州知事が留保している資金については、次に定めるとおりとする。

(A) 第3173条第(a)項第(2)号に規定されているとおり、第(2)号(A)において規定されている州全域の迅速対応活動の実施のために使用しなければならない。

(B) 次に掲げる事項については、第3163条第(a)項及び第3173条第(a)項第(1)号に規定されているとおりであり、[(i)のために使用しなければならず、(ii)のために使用することができる。]

(i) 第(2)号(B)に規定されている州全域の雇用・訓練活動の実施

(ii) 第(3)号に規定されている州全域の雇用・訓練活動の実施

資金が、州に対して、この編の第3162条第(b)項第(1)号に基づく又はこの編の

第 3172 条第 (b) 号の第 (1) 号若しくは第 (2) 号に基づいて割り当てられたかを問わない。

(2) 必要とされる州全域の雇用・訓練活動

(A) 州全域の迅速対応活動

(i) 総則

州は、この編の第 3173 条第 (a) 項第 (2) 号に基づき、知事が留保する資金を用いて、次に掲げる事項を含む、州全域の迅速対応活動を実施する。

(I) 州委員会及び公選された首長と連携して州又は州に指名された団体により実施される地域への迅速対応活動の提供

(II) 大規模災害、大量の一時解雇若しくは工場閉鎖又はその他突発的に失業者の数が相当増加する事案が発生した地域への、州委員会及び公選された首長と連携して州により実施される追加支援の提供

(ii) 義務化されない資金の使用

この編の第 3173 条第 (a) 項第 (2) 号及びこの編の第 2863 条第 (a) 項第 (2) 号⁽⁶⁵⁾ (2014 年 7 月 22 日以前の日に効力がある。)に基づきこのサブパラグラフを実施するために割り当てられ、最初のプログラム年の後に義務化されずに残り知事に留保された資金は、知事により、このサブパラグラフに基づく活動に加え、(B) 又は第 (3) 号 (A) に基づき授権された州全域の活動に使用することができる。

(B) 州全域の雇用・訓練活動

この編の第 3163 条第 (a) 項第 (1) 号及び第 3173 条第 (a) 項第 (1) 号に基づき知事によって留保され、第 (1) 号 (A) に基づいては使用されない資金（その資金が州に対してこの編の第 3162 条第 (b) 項第 (1) 号 (C) 又はこの編の第 3172 条第 (b) 項の第 (1) 号 (B) 若しくは第 (2) 号 (B) に基づき割り当てられたかを問わず）は、次に掲げる事項を含む州全域の雇用・訓練活動に使用しなければならない。

(i) 次に掲げるものへの支援

(I) この法律で求めているデータシステムの調整及び統合を含む、州計画に規定された活動を実施する州の団体及び機関、地域及び総合窓口パートナー

(II) この編の第 3121 条第 (c) 項に基づく必要な地域計画及びサービス提供の取組を実施する地域

(III) 産業又は部門の協力関係の効果的な策定、招集及び実施に関する情報並びに支援の提供をする地域

(IV) 地域、総合窓口運営者、総合窓口パートナー並びに職員の開発及び訓練を含む適格な提供者。[職員の開発及び訓練には、] 雇用に対して障壁を抱えた個人に、需要のある産業部門又は職業及び非伝統的職業に就く機会を提供する職員の開発及び訓練、典型的なプログラム活動の開発並びにこの編の第 3141 条第 (c) 項で規定された業績責任評価を満たさない地域への技術的援助の提供を含む。

(ii) この編の第 3121 条第 (b) 項第 (7) 号に規定された地域への援助の提供

(iii) この編の第 3141 条第 (i) 項に従った財政及び管理責任情報システムの運営

(65) 第 2863 条は、WIA 法の規定であり、同法は WIOA 法第 511 条により廃止された。

- (iv) この目及び第 2 目に基づき実施される活動の監視及び監督の実施
- (v) 次に掲げる事項の普及
 - (I) 非伝統的訓練サービスの適格な提供者及びこの編の第 3152 条第 (a) 項第 (2) 号 (B)⁽⁶⁶⁾ で規定された徒弟プログラムの適格な提供者を含む州における訓練サービスの適格な提供者のリスト
 - (II) 職場内訓練、個別対応の訓練、現職労働者訓練、実習、有償若しくは無償の労働体験機会又は暫定的な就業の適格な提供者を特定する情報
 - (III) 企業に対する効果的なアウトリーチ、並びに〔企業との〕協力関係及び〔企業に対する〕サービスに関する情報
 - (IV) 労働者及び求職者に提供する効果的なサービス提供戦略に関する情報
 - (V) この編の第 3152 条の第 (d) 項及び第 (h) 項⁽⁶⁷⁾ で規定されている適切なプログラムの実績の情報及び参加者に対する参加費用（授業料及び諸経費を含む。）に関する情報
 - (VI) この編の第 3248 条及び、該当する場合には 1990 年障害のあるアメリカ人法（合衆国法典第 42 編第 12101 条以下）に従った、障害のある個人に対する物理的及び計画的な利便性の情報
- (vi) 長官により実施されるこの編の第 3224 条第 (a) 項に基づく評価と連携した、この目及び第 2 目に基づき授権された活動に対する、この編の第 3141 条第 (e) 項⁽⁶⁸⁾ に基づく継続的な評価の実施
- (3) 許容される州全域の雇用・訓練活動
 - (A) 総則

この編の第 3163 条第 (a) 項第 (1) 号及び第 3173 条第 (a) 項第 (1) 号に基づき知事によって留保され、第 (1) 号 (A) 又は第 (2) 号 (B) に基づいては使用されない資金（その資金が州に対してこの編の第 3162 条第 (b) 項第 (1) 号 (C) 又はこの編の第 3172 条第 (b) 項の第 (1) 号 (B) 若しくは第 (2) 号 (B) に基づき割り当てられたかを問わず）は、次に掲げる活動を含む、追加の州全域の雇用・訓練活動を実施するために使用することができる。

 - (i) 州における全ての雇用主（小規模〔企業〕の雇用主を含む。）の要件を満たすように設計された先進的なプログラム及び戦略の実施。それらのプログラム及び戦略には、この節の目的と整合性を保つ、現職労働者訓練、個別対応の訓練、部門及び産業集積戦略、産業又は部門の協力関係の実施、キャリア・パスウェイプログラム、小規模企業及び起業の訓練及び支援プログラム、起業の仲介者の効果的な活用、一時解雇を回避する戦略、州における総合窓口提供制度及び全ての雇用主（小規模〔企業の〕雇用主を含む。）との関係を改善させる活動、並びにその他労働力投資活動において雇用主をよりよく関与させ、労働力投資活動を州及び地域の企業の必要により関連付ける企業サービス及び戦略を含むことができ

(66) 第 3152 条第 (a) 項第 (2) 号 (B) は、訓練サービスの適格な提供者として、全国徒弟法（National Apprenticeship Act, August 16, 1937, P.L.75-307）に基づき徒弟プログラムを実施する団体を規定している。

(67) 第 3152 条第 (d) 項は、参加者が選択できるように適格な提供者の情報をリストにして公開することを、第 (h) 項では、職場内訓練及び個別対応の訓練等の提供者は、第 3152 条の第 (a) 項～第 (f) 項の規定は課されないが、知事が求める業績に関する情報を提供し、公開することを規定している。

(68) 第 3141 条第 (e) 項は、州の各プログラムに対する評価に関する規定である。

る。

- (ii) 雇用に対して障壁を抱えた個人に効果的に提供し、複数の総合窓口パートナーの間でのプログラムとサービスを連携させる戦略の策定
- (iii) 最新の労働市場分析に対応し、事前知識、技能、能力及び経験に対して評価し単位〔credit〕を与える直接の査定及び事前学習の査定を活用し、当該技能及び適応能力を評価し、より高度な技能を必要とする雇用にも移行可能で蓄積可能な単位であることを保証し、かつ課程又は資格〔取得〕の修了を促進する教育訓練プログラムの開発又は特定
- (iv) 非伝統的雇用の訓練を受け、就職する個人の数の増加を図るプログラムの実施
- (v) サービスへのリモートアクセスを促進する活動の実施。〔サービスには、〕総合窓口提供制度を通じて提供される第(c)項第(3)号で規定された訓練サービスを含み、〔アクセスの促進には、〕技術を用いてアクセスを促進することを含む。
- (vi) 州の総合窓口提供制度で提供される、第(c)項第(2)号に規定されたキャリア・サービスの提供の支援
- (vii) 社会保障法第477条⁽⁶⁹⁾(合衆国法典第42編第677条)に基づく支援に対して適格な子ども及び若年者のためのサービスを促進する児童福祉制度との連携活動
- (viii) 次に掲げる活動の実施
 - (I) 労働力投資活動と経済開発活動の連携を改善させること。
 - (II)～(III) (略)
- (ix) 成人及び非自発的離職者が必要とする雇用及び教育に関する研究及び実証プロジェクトの実施
- (x) 労働者及び企業家にとって有望なサービスの実施。〔そのサービスには、〕教育、訓練、技術の向上及び被用者が職場における学習助言者となり、当該助言に関連した活動の実施において、習熟した状態を維持するための州全域のネットワークへの支援を含むことができる。
- (xi) この編の第3141条第(c)項で規定された地域の業績責任評価の業績に対する、地域による補助金の集中的な提供
- (xii) 世帯の人数、世帯における子どもの数及び年齢並びに州内の地域的な条件により世帯が必要とする収入を明らかにする、州における経済的自立に関する標準の選定、計算又は承認の委任
- (xiii) 登録手順、物品又はソフトウェアを含む共通の取り込み手続及び関連した事項の開発及び普及
- (xiv) 成果主義の契約戦略を実施するための地域に対する技術支援の提供。技術支援には、データ入力要件を満たすデータの収集の技術的支援、業績の水準の特定、当該戦略の評価の実施を含むことができる。

(B) (略)

(b) 地域の雇用・訓練活動

この編の第3173条第(b)項の、必要に応じて、第(2)号(A)又は第(3)号に基づき成

(69) 社会保障法(Social Security Act, P.L.74-271)は1935年8月14日にニューディール政策の一環として、失業保険、退職金制度、年金制度等を整備するために制定された。同法第477条は、1986年の法改正(P.L.99-272)で追加された条項であり、児童養護制度の対象となる子どもが経済的に自立できるように必要な教育及び職業訓練を実施するのに必要な資金の提供について規定している。

人のために地域に割り当てられた資金、及びこの編の第 3173 条第 (b) 項第 (2) 号 (B)⁽⁷⁰⁾に基づき非自発的離職者のために地域に割り当てられた資金は、[第 (1) 号のために個別に使用しなければならない、第 (2) 号のために個別に使用することができる。]

(1) 成人又は非自発的離職者のために、第 (c) 項に規定されている雇用・訓練活動の実施

(2) 成人又は非自発的離職者のために、第 (d) 項に規定されている雇用・訓練活動の実施

(c) 必要な地域の雇用・訓練活動

(1) 総則

(A) 割り当てられた資金

この編の第 3173 条第 (b) 項の、必要に応じて、第 (2) 号 (A) 又は第 (3) 号に基づき成人のために地域に割り当てられた資金、及びこの編の第 3173 条第 (b) 項第 (2) 号 (B) に基づき非自発的離職者のために当該地域に割り当てられた資金は、次に掲げる事項に使用されなければならない。

(i) この編の第 3151 条第 (e) 項に規定された総合窓口提供制度の設立

(ii) 第 (2) 号に従った総合窓口提供制度を通じて、当該号に規定された成人及び非自発的離職者に対する個別のキャリア・サービスの提供

(iii) 第 (3) 号に規定された成人及び非自発的離職者に対する個別の訓練サービスの提供

(iv) 大規模及び小規模〔企業〕の雇用主と彼らの仲介者との間の関係及びネットワークの確立と開発

(v) 産業又は部門の協力関係の策定、招集又は実施

(B) (略)

(2) キャリア・サービス

(A) 提供されるサービス

第 (1) 号に規定された資金は、キャリア・サービスを提供するために用いられなければならない。キャリア・サービスは、成人又は非自発的離職者である個人が総合窓口提供制度を通じて利用可能であり、少なくとも次に掲げる内容を含まなければならない。

(i) この款に基づき当該個人が支援を受ける上で適格であるかの判断

(ii) アウトリーチ、[情報の] 取り込み（労働者の職歴分析〔profiling〕を含む。）及び総合窓口提供制度を通じて利用可能なその他のサービスへの案内

(iii) 技能水準（言語能力、基本的計算力、英語力を含む。）、適性、能力（技能ギャップを含む。）及び必要な支援的サービスの初期評価

(iv) 次に掲げる内容を含む職業紹介サービス

(I) 次に掲げる内容を含む職業検索及び職業斡旋の支援、該当する場合には職業相談

(aa) 需要のある産業部門及び職業に関する情報の提供

(bb) 非伝統的雇用に関する情報の提供

(II) 地域における小規模〔企業〕の雇用主その他の雇用主の側に立った適切な求人その他企業サービス。このサービスには、伝統的に総合窓口提供制度を通

(70) 第 3173 条第 (b) 項第 (2) 号 (B) は、成人のための州内の活動のうち、非自発的離職者のための活動への割当てを規定している。

じては提供されなかった特定の企業サービスへの情報提供及び照会等、この項で規定されるサービスを含むことができる。

- (v) 活動の紹介及び他のプログラム及びサービスとの連携の提供。[そのプログラム及びサービスには] 総合窓口提供制度及び該当する場合には、他の労働力開発プログラムを含むことができる。
- (vi) 次に掲げる内容を含む、地方、地区及び全国の労働市場地域に関係する正確な情報の提供その他の労働力及び労働市場の雇用統計情報の提供
 - (I) 当該労働市場における求人のリスト
 - (II) (I) に規定された仕事を得るために必要な仕事の技能に関する情報
 - (III) 需要のある職業、その収入及び技能要件並びに当該職業における昇進の機会に関する情報
- (vii) この編の第 3152 条で規定された訓練サービスの適格な提供者、この編の第 3153 条で規定された若年労働力投資活動の適格な提供者、第 II 節で規定された成人教育の提供者、2006 年カール・D. パーキンス職業及び技術教育法（合衆国法典第 20 編第 2301 条以下）に基づく中等教育修了の水準の職業・技術教育活動並びに学校中退者に対する職業・技術教育活動の提供者、並びに 1973 年リハビリテーション法の第 I 編（合衆国法典第 29 編第 720 条以下）に規定されている職業リハビリテーションサービスの提供者の業績の情報及びプログラム費用の情報の提供
- (viii) この編の第 3141 条第 (c) 項で規定された地域の業績説明評価に関し、地域がどの程度の業績があるかの情報、及び地域における総合窓口提供制度に関連した追加的な業績情報の、総合窓口センターの顧客が使用可能、理解可能な形式での提供
- (ix) (略)
- (x) 失業手当の請求に関する情報及び支援の提供
- (xi) この法律の下では資金が供給されない訓練及び教育プログラムに財政的援助をする支援プログラムの適格性の確立に係る支援
- (xii) 個人の就職又は雇用の維持に必要と判断した場合に [提供される]、次に掲げるいずれかのサービス
 - (I) 次に掲げる事項を含む、成人及び非自発的離職者の技能水準及び必要とするサービスの包括的かつ専門的な査定
 - (aa) 診断的テスト又は他の査定手段の運用
 - (bb) 雇用に対する障壁及び適切な雇用の目標の特定のための詳細な面談及び評価
 - (II) 雇用目標、適切な到達目標、第 (3) 号 (F)(ii) に従った訓練サービスの適格な提供者の情報の提供を含む、参加者が雇用目標に到達するための適切なサービスの組み合わせ及び目的のキャリアに到達するキャリア・パスウェイを特定するための個人の雇用計画の策定
 - (III) グループ相談
 - (IV) 個人相談
 - (V) キャリア計画
 - (VI) 個人が補助金の対象ではない雇用又は訓練の準備をするための、短期間の

就職前のサービス。[このサービスには、] 学習技能の開発、意思疎通の技能、面接の技能、時間厳守、身だしなみ、職業倫理を含む。

(VII) キャリアに結び付く実習及び労働経験

(VIII) 労働力養成活動

(IX) この編の第 3164 条第 (b) 項第 (2) 号 (D) に規定された金融リテラシー

(X) 地域外の求職の支援及び転居の支援

(XI) 英語習得及び統合的な教育訓練プログラム

(xiii) 必要に応じた事後サービス。[このサービスには] この款に基づき授權された労働力投資活動の参加者で、補助金の対象ではない職場に雇用された者に対する、雇用の日以降少なくとも 12 か月のうちに実施される職場に関する相談を含む。

(B) 以前の査定の使用

総合窓口運営者又は総合窓口パートナーは、当該総合窓口運営者又は総合窓口パートナーが、別の教育又は訓練プログラムに従って実施した、参加者に対する最近の面接、評価又は査定を使用することが適切であると判断した場合には、(A)(xii) に基づく参加者の新たな面接、評価又は査定を要しない。

(C) サービスの提供

(A) で規定されたキャリア・サービスは、次のいずれかの方法で総合窓口提供制度を通じて提供されなければならない。

(i) この編の第 3151 条第 (d) 項に従って認定された総合窓口運営者を通じた直接 [の方法]

(ii) 地域委員会に承認された公共、民間の営利及び民間の非営利サービス提供者との契約を含むサービス提供者との契約を通じた [方法]

(3) 訓練サービス

(A) 総則

(i) 適格性

(ii) で規定されている内容を除いて、この編の第 3173 条第 (b) 項の、必要に応じて、第 (2) 号 (A) 又は第 (3) 号に基づき成人のために地域に割り当てられた資金、及びこの編の第 3173 条第 (b) 項第 (2) 号 (B) に基づき非自発的離職者のために割り当てられた資金は、成人及び非自発的離職者に訓練サービスを提供するために、次に掲げる者に対して個別に使用されなければならない。

(I) 面接、評価又は査定及びキャリア計画 [策定] の後、総合窓口運営者又は総合窓口パートナーにより、必要に応じて次に掲げる者と決定された者

(aa) 第 (2) 号 (A)(xii) で規定されたキャリア・サービスを通じては、経済的自立に導く若しくは以前の雇用から得られた賃金に匹敵する若しくはそれ以上の賃金を得るだけの就職若しくは雇用の維持が見込めない又はできない者

(bb) 経済的自立に導く若しくは以前の雇用から得られた賃金に匹敵する若しくはそれ以上の賃金を得るだけの就職又は雇用の維持のために、訓練サービスを必要としている者

(cc) 訓練サービスの選択されたプログラムに成功裏に参加する技能と資格を持つ者

(II) 地域若しくは計画地区、又は成人若しくは非自発的離職者が通勤若しくは移転を希望するその他の地区において雇用の機会に直接関係する訓練サービス

のプログラムを選択した者

(III) (B) の要件⁽⁷¹⁾を満たした者

(IV) (E) に基づき有効である優先システムに従って、適格であると判断された者

(ii) 以前の査定の使用

総合窓口運営者又は総合窓口パートナーは、当該総合窓口運営者又は総合窓口パートナーが、別の教育又は訓練プログラムに従って実施した、参加者に対する最近の面接、評価又は査定を使用することが適切であると判断した場合には、(i) に基づく参加者に対する新たな面接、評価又は査定を要しない。

(iii) 解釈のルール

このサブパラグラフのいかなるものも、個人が訓練サービスを受ける前にキャリア・サービスを必要とすると解釈してはならない。

(B) (略)

(C) 提供者の資格

訓練サービスはこの編の第 3152 条に従って認定された提供者により提供されなければならない。

(D) 訓練サービス

訓練サービスは次に掲げる内容を含むことができる。

(i) 非伝統的雇用の訓練を含む職業技能訓練

(ii) 職場内訓練

(iii) 第 (d) 項第 (4) 号に従った現職労働者訓練

(iv) 協力的教育プログラムを含むその他職場における訓練と関連する指導とを組み合わせたプログラム

(v) 民間部門により運営される訓練プログラム

(vi) 技能の向上及び再訓練

(vii) 起業家訓練

(viii) 第 (d) 項第 (5) 号に従った暫定的な就業

(ix) (i) から (viii) までのいずれかのサービスの組合せによるサービスで提供される職業準備訓練

(x) (i) から (vii) までのいずれかのサービスと組み合わせて又は同時に提供される、英語習得及び教育訓練プログラムの統合を含む成人教育及びリテラシー活動

(xi) 雇用主又は雇用主のグループの関与による、訓練の成功裏の修了に伴い個人を雇用する個別対応の訓練

(E) 優先

この編の第 3173 条第 (b) 項の第 (2) 号 (A) 又は第 (3) 号に基づく成人の雇用・訓練活動に対して地域に割り当てられた資金に関連して、第 (2) 号 (A)(xii) で規定されたキャリア・サービス及び訓練サービスを受けるための優先順位は、公的支援の受領者その他の低所得の個人及び基礎的な技能が不足した者に与えられなければならない。関係する地域委員会及び知事は、地域の総合窓口運営者に対して当該優先順位に関して決定することについて指示をしなければならない。

(71) [第 3174 条第 (c) 項第 (3) 号](B) は、給付型の奨学金等その他の補助金を受けられない、又は補助金以上の支援を必要としている者を対象とするという規定である。

(F) 消費者選択の要件

(i) 総則

この号に基づき提供される訓練サービスは、当該サービスの適格な提供者の選定において、消費者の選択肢が最大となるような方法で提供されなければならない。

(ii) 適格な提供者

各地域委員会は、総合窓口センターを通じて、この編の第 3152 条第 (d) 項で規定された訓練サービスの適格な提供者のリスト及び同項に従い付随する情報を利用可能にしなければならない。

(iii) 個人訓練勘定

訓練サービスを必要とし、(A) に従い適格である個人は、キャリア計画策定者との協議により、(ii) で規定された提供者のリストの中から訓練サービスの適格な提供者を選ぶことができる。当該選定において、関係する総合窓口運営者は、可能な限り当該個人を訓練サービスの適格な提供者に紹介し、当該サービスの支払を、個人訓練勘定を通じて行うように調整しなければならない。

(iv) 連携

各地域委員会は、個人が訓練サービスを受けることを支援するために、総合窓口センターを通じて、個人訓練勘定の資金を、他の連邦、州、地域又は民間の職業訓練プログラム又は資源からの資金と連携させることができる。

(v) 追加情報

優先順位の判断は、(i) と整合性を保ち関係する地域の需要のある産業部門又は職業と調整した中等教育修了後の認定資格につながるプログラムに与えられなければならない。

(G) 個人訓練勘定の使用

(i) 総則

(ii) の規定を除いて、この号に基づき提供される訓練サービスは、この号に従って個人訓練勘定の使用を通じて提供されなければならない、総合窓口提供制度を通じて適格な個人に提供されなければならない。

(ii) 訓練契約

次に掲げるいずれかの場合には、この号に基づいて授権された訓練サービスを個人訓練勘定に代えサービス契約に従って提供することができる。

(I) (F) の要件を満たす場合

(II) 当該サービスが、職場内訓練、個別対応の訓練、現職労働者訓練又は暫定的な雇用である場合

(III) 地域委員会が、個人訓練勘定の制度の目的の実施のために関係する地域（へき地等）には十分な数の訓練サービスの提供者がいないと判断した場合

(IV) 地域委員会が、地域において、雇用に対して障壁を抱えた個人に奉仕する地域社会に基礎を置いた組織又は他の民間組織により有効性が立証された訓練サービスプログラムが提供されていると判断した場合

(V) 地域委員会が次に掲げる事項を決定した場合

(aa) 高等教育機関又は需要のある産業部門又は職業において複数の個人の訓練を促進する訓練サービスの適格な提供者と契約をすることが最も適切であること。

(bb) 当該契約が消費者選択を制限しないこと。

(VI) 当該契約が成果主義契約である場合

(iii) 需要のある職業との関係

この号に基づき提供される訓練サービスは、その地域、計画地区、又は当該サービスを受けた成人若しくは非自発的離職者が転居を希望する他の地区において、直接需要のある産業部門及び職業と結びついていなければならない。ただし、地域委員会は、その地域における持続する需要又は成長にとって高い潜在力を持つ経済の部門であると判断した職業に対する訓練サービスを承認することができる。

(iv) 解釈のルール

この号にあるいかなるものも個人訓練勘定及び訓練サービスの提供契約の併用を妨げ得ると解釈してはならない。これには、個人に対して (ii) の下で契約された訓練サービスを得るために個人訓練勘定を受けることを許可する調整を含む。

(H) 職場内訓練の償還

(i) 償還の水準

この号に基づく職場内訓練の提供の目的に鑑み、知事又は関係する地域委員会は、第2目又はこの目に基づき実施されるプログラムに対して、次に掲げるいずれかの場合には、個別に、この編の第3102条第(44)号で規定された償還の額を、参加者の賃金の75パーセントまで増加させることができる⁽⁷²⁾。

(I) (ii) で規定されている要件を考慮に入れ、知事が当該目に基づき州に留保されている資金で実施するプログラムについて、知事が増加を承認した場合

(II) それらの要件を考慮に入れ、地域委員会が当該目に基づき地域に留保されている資金で実施するプログラムについて、地域委員会が増加を承認した場合

(ii) 要件

(i) の目的に鑑み、知事又は地域委員会は、次に掲げる内容で構成される要件を個別に考慮しなければならない。

(I) 参加者の特性

(II) 雇用主の規模

(III) 雇用主が提供する訓練の質及び昇進の機会

(IV) 知事又は地域委員会が、適切であると個別に決定する要件。[その要件には、] 訓練に参加している被用者の数、それらの被用者の賃金及び利益の水準（現時点及び訓練の修了時に期待される。）及び参加者の競争力の訓練との関係を含む。

(d) 許容される地域雇用・訓練活動

(1) 総則

(A) 活動

この編の第3173条第(b)項の、必要に応じて、第(2)号(A)又は第(3)号に基づき成人のために地域に割り当てられた資金、及びこの編の第3173条第(b)項第(2)号(B)に基づき非自発的離職者のために当該地域に割り当てられた資金は、関係する総合窓口提供制度（及び(vii)及び(ix)で規定された活動の目的に鑑み、地域委員会

(72) 前掲注(38)

- との協力により)を通じて、次に掲げるサービス提供のために使用することができる。
- (i) 第(c)項第(3)号で規定された訓練サービスの要件を満たした参加者に即した選別 [customized screening] 及び雇用主への紹介
 - (ii) 雇用主、雇用主連合又は他の組織に対する個別支払方式による個別対応の雇用に関連したサービス
 - (iii) 研修サービスの成果主義契約戦略の実施。[このサービスに対しては、] 地域委員会はこの編の第 3173 条第 (b) 項の第 (2) 号又は第 (3) 号に基づき地域に割り当てられた中から最大 10 パーセントまでを留保し、使用することができる。
 - (iv) 雇用に対して障壁を抱えた個人（障害のある個人を含む。）及び退役軍人が、そのような集団のための複数のサービス及び活動の中から選択できるような顧客支援
 - (v) 地域における障害がある個人へのサービスの提供に関する総合窓口運営者、総合窓口パートナー及び訓練サービスの適格な提供者への技術的支援。[技術的支援には、] 職員の開発及び訓練、アウトリーチ、[データの] 取り込み、査定及びサービスの提供、提供者とプログラムとの間の調整並びに業績責任評価の策定を含む。
 - (vi) 次に掲げる事項と連携して提供される雇用・訓練活動
 - (I) 社会保障法第IV編の第 D 款⁽⁷³⁾(合衆国法典第 42 編第 651 条以下) で実施される州及び地域機関による子ども支援活動の実施
 - (II) 社会保障法第IV編の第 D 款（合衆国法典第 42 編第 651 条以下）で実施される州及び地域機関による子ども援助サービス及び支援の実施
 - (III) 農務省により実施されている協力的進展プログラム⁽⁷⁴⁾
 - (IV) 総合窓口提供制度を通じて提供されるサービスへの遠隔地からのアクセスを促進させる活動。[その活動には] 技術を用いてアクセスを促進することを含む。
 - (vii) 次に掲げる活動
 - (I) 労働力投資活動及び関係する地域で実施される経済開発活動の間の連携を改善し、起業技能訓練及び小規模企業サービスを推進させること。
 - (II) 地域労働力投資制度（地域の総合窓口提供制度を含む。）と、小規模 [企業] の雇用主その他の雇用主との間のサービス及び関係を改善させること。
 - (III) 総合窓口提供制度及び失業保険プログラムとの関係を強化すること。
 - (viii) 地域で運営されるプログラムと連携した収入の道を絶たれた主婦⁽⁷⁵⁾[displaced homemakers] 及び非伝統的職業の個人ののための訓練プログラム
 - (ix) 地域委員会により決定され、この編の第 3123 条に基づく地域計画と整合性を

(73) 社会保障法第IV編第 D 款は、子どもの支援及び父性の確立 (Child Support and Establishment of Paternity) として、1975 年の社会保障法の改正 (P.L.93-647) で追加された条項であり、子どもの養育権を持たない親に親権を確立させ、子どもの扶養をするように導く事業でを規定している。

(74) 各地のカレッジ、大学に対して、農業技術その他の研究開発の助成を行い、大学と地域の農業従事者等との連携を図るプログラム。“Extension.” National Institute of Food and Agriculture website <<https://nifa.usda.gov/extension>>

(75) 「収入の道を断たれた主婦」とは、専業主婦等、他の世帯員の収入に依存していた者が、もはやその収入に依存できなくなった、又は軍人の配偶者であって、その軍人が配置転換等により収入が減少した場合を意味する (第 3102 条第 16 号)。

保つ企業サービス及び地域の雇用主が必要とする労働力投資と整合性を保つ戦略を提供する活動。それらのサービスは、[(I)に規定する方法で提供することができる、(II)を含むことができる。]

(I) 地域委員会と連携した効果的な企業の仲介者を通じた方法、及び個別支払方式又は地域委員会が適切と決定した方法で経済開発を促進する、慈善の、公的又は民間の資源を通じた方法

(II) 次に掲げる事項を含むことができる。

(aa) 産業部門の戦略（産業の協力関係、地区の技能連合、産業技能委員会、及び部門の技能の協力関係を含む。）の策定及び実施

(bb) 地域の雇用主に対する先進的な労働力投資サービス及び戦略の策定及び提供。[そのサービス及び戦略には、] キャリア・パスウェイ、技能の向上、技能標準の策定及び中等教育修了後の認定資格その他雇用主が運用する認定、徒弟プログラム並びに地域の雇用主及び労働者が必要とする労働力投資に対応する効果的な構想を含むことができる。

(cc) 第(a)項第(2)号(A)に規定された迅速対応活動と連携して労働力の削減を管理している、及び一時解雇を回避する戦略を実施している地域の雇用主への支援。[一時解雇回避の戦略には、] 一時解雇の危険性がある会社の早期の特定、危険性のある会社の必要及び選択肢を査定する実現可能性調査を含むことができる。

(dd) この節に基づき提供される、適切な地域の小規模及び中規模[企業の]雇用主を含む雇用主へのビジネスサービスに係る市場調査

(x) 第(a)項第(3)号(A)(xii)で言及された地域の部門における経済的自立の標準の調節のための活動、又は世帯の人数、世帯における子どもの数及び年齢並びに州内の地域的な条件により世帯が必要とする収入を明らかにする地域における経済的自立の標準の選定、計算又は承認を委任する活動

(xi) (略)

(xii) 労働者及び企業に対して有望なサービスの実施。[そのサービスには、] 教育、訓練、技術の向上及び被用者が職場における学習助言者となり、当該助言に関連した活動の実施時にその技能が維持できるような州全域のネットワーク[構築]への支援を含む。

(B) 低賃金労働者への労働支援活動

(i) 総則

この編の第3173条第(b)項の、必要に応じて、第(2)号(A)又は第(3)号に基づき成人のために地域に割り当てられた資金、及びこの編の第3173条第(b)項第(2)号(B)に基づき非自発的離職者のために当該地域に割り当てられた資金は、関係する総合窓口提供制度を通じて、低賃金労働者に対する雇用の維持及び増加を支援するために計画された労働支援活動を提供するために使用することができる。制度の総合窓口パートナーは、適切なプログラム及びパートナーの資源を、このサブパラグラフに基づき提供される活動及び資源と連携させなければならない。

(ii) 活動

(i)で規定される労働支援活動は、この条で規定される活動の通例とは異なる時間での提供、及び当該活動が提供されている間の現地での保育のような、活動

に参加する労働者の機会を拡大する方法で、総合窓口提供制度を通じてこの条で規定される活動の提供を含むことができる。

(2) 支援的サービス

この編の第 3173 条第 (b) 項の、必要に応じて、第 (2) 号 (A) 又は第 (3) 号に基づき成人のために地域に割り当てられた資金、及びこの編の第 3173 条第 (b) 項第 (2) 号 (B) に基づき非自発的離職者のために当該地域に割り当てられた資金は、個別に、次に掲げる成人及び非自発的離職者の支援的サービスに使用することができる。

(A) 第 (c) 項の第 (2) 号又は第 (3) 号で授権された活動プログラムの参加者

(B) 当該サービスを提供する他のプログラムを通じては、当該支援的サービスを受けられない者

(3) (略)

(4) 現職労働者訓練プログラム

(A) 総則

(i) 地域委員会は、この編の第 3173 条第 (b) 項に基づき関係する地域に割り当てられた資金のうち最大 20 パーセントまでを留保し、この号に従って実施される現職労働者のための訓練プログラムを通じた訓練提供費用に係る連邦負担分の支払に使うことができる。

(ii) 適格性の決定

(i) に基づき資金を受取る雇用主の適格性の決定の目的に鑑みて、地域委員会は次に掲げる事項で構成される要素を考慮に入れなければならない。

(I) プログラムの参加者の特性

(II) 参加者及び雇用主の競争力に対する訓練の関係

(III) 地域委員会が適切と判断する他の要件。[その要件には] 訓練に参加している被用者の数、それらの被用者の賃金及び利益の水準（現時点及び訓練の修了時に期待される）、並びに雇用主によって提供される他の訓練及び昇進の機会の存在を含む。

(iii) 州全域の影響

知事又は関係する州委員会は、州全域に影響がある現職労働者訓練の提供に関して、地域委員会に対して勧告をすることができる。

(B) 訓練活動

この号に基づく現職労働者のための訓練プログラムは、当該労働者が雇用を維持し、一時解雇を回避するのに必要な技能を得るのを支援する目的で、当該労働者の雇用主及び雇用主のグループ（訓練提供の目的に鑑みて、他の団体と協力関係にある雇用主を含むことができる）と連携して地域委員会により実施されなければならない。

(C) 非連邦負担分の雇用主の支払

この号に基づき実施されるプログラムに参加する雇用主は、雇用主の現職労働者への訓練を提供する費用の非連邦負担分の支払をしなければならない。

(D) (略)

(5) 暫定的な就業

地域委員会は、この編の第 3173 条第 (b) 項に基づいて関係する地域に割り当てられた資金の最大 10 パーセントまでを、第 (c) 項第 (3) 号に基づく暫定的な就業に提供す

ることができる。暫定的な就業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (A) 慢性的な失業又は職歴に一貫性がない、雇用に対して障壁を抱えた個人に対する、補助金が受けられ、公共、民間又は非営利部門における時間が限られた労働経験であること。
- (B) 包括的な雇用及び支援的サービスの組合せであること。
- (C) 職歴を確立させ、職場で成功することを証明し、補助金の対象ではない職業への就職及び雇用の維持に導く技能を開発するための (A) で規定した個人を支援するように計画されること。

第4目 一般的な労働力投資規定

第3181条 歳出予算の授權（略）

（はらだ けいこ）